

全員協議会会議次第

日 時：令和7年12月3日 午前9時
場 所：全員協議会室

1 開 会

2 協議事項

(1) 東御市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について (資料No.1) 【健康福祉部】

9:00～9:10

(2) こども誰でも通園制度の実施に向けた検討状況について (資料No.2) 【教育委員会】 9:10～9:20

(3) 令和8年4月1日付け組織改正について (資料No.3) 【総務部】 9:20～9:35

(4) 東御市人権施策の基本方針・基本計画の改定について (資料No.4) 【市民生活部】 9:35～9:45

(5) 第3次東御市環境基本計画の策定について (資料No.5) 【市民生活部】 9:45～9:55

(6) 第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画の改定について (資料No.6) 【市民生活部】

9:55～10:05

(7) 第2次東御市一般廃棄物処理基本計画の改定について (資料No.7) 【市民生活部】 10:05～10:15

(8) 第2次東御市都市計画マスターplan及び東御市立地適正化計画の策定について (資料No.8)
【都市整備部】 10:15～10:25

(10:25～ 休憩 ~10:40)

(9) 宿泊交流拠点施設の整備について (資料No.9) 【企画振興部】 10:40～10:55

(10) 総合計画に係る政策評価結果について (資料No.10) 【企画振興部】 10:55～11:10

1 計画改定の趣旨・経過

新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえて、国が令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を改定し、県が令和7年3月に長野県新型インフルエンザ等対策行動計画を改定したことをうけて、平成28年1月に策定した東御市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を改定するものです。

2 位置づけ

市行動計画は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、基本的な方針等を示すもので、国及び県行動計画に基づき定めたものです。

3 計画期間 国・県の計画改定時に適時適切に行う。**4 コロナ対応を振り返っての課題**

- ・平時の備えの不足
- ・変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・情報発信

5 基本目標

- ・感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・市民生活および社会経済活動への影響の軽減
- ・対策の実施にあたっての基本的人権の尊重

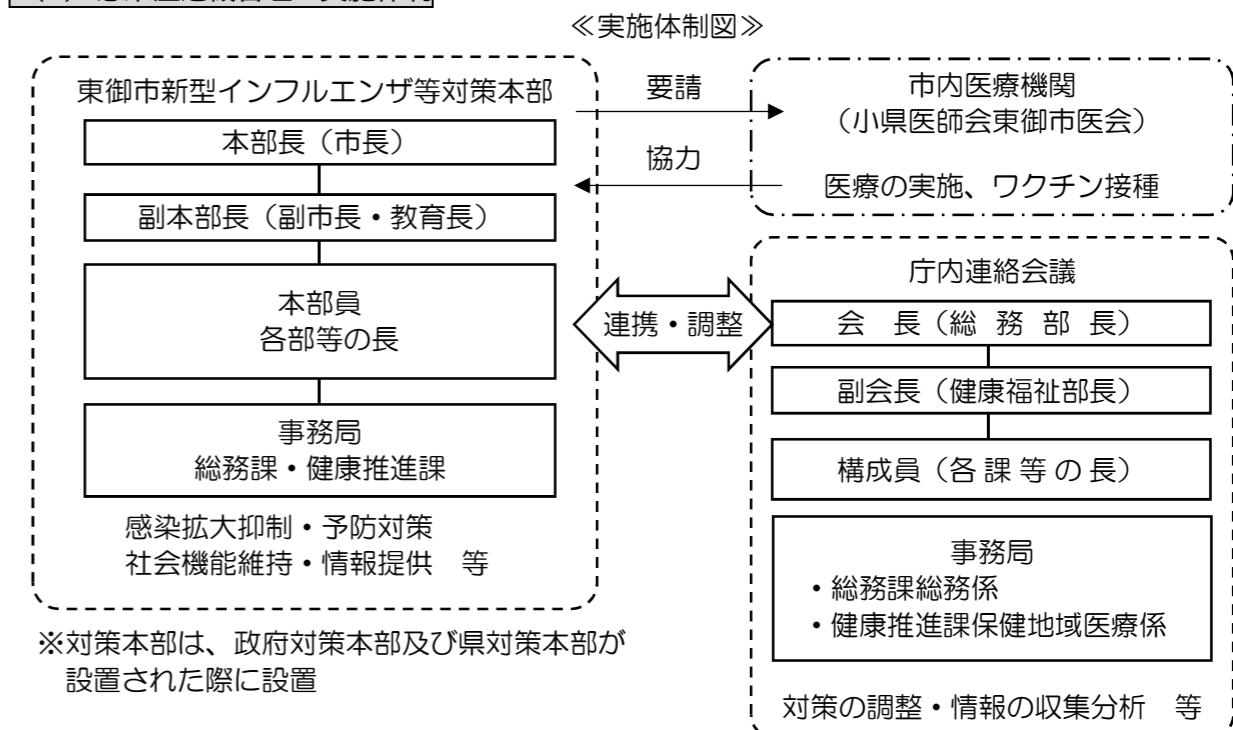
6 対策の実施に関する基本的な方針

対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。
- ・市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

7 対策項目と主な取り組み

改定後 対策項目	主な取り組み		
	準備期（発生前の段階）	初動期（発生した段階）	対応期（政府対策本部設置以降の段階）
(1) 対策体制	・平時から関係機関と情報共有 ・連携体制の確認及び訓練の実施	・府内連絡会議の開催、対策の実施体制の強化	・市対策本部の設置、市の基本的方針に基づく対策実施
(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・平時から感染症対策等の普及啓発、情報提供・共有	・感染拡大に備えて状況に応じた情報提供・共有 ・相談体制の整備	・対策を効果的に行うための情報提供・共有
(3) まん延防止	・基本的な感染対策の普及啓発、有事の対応等の理解促進	・発生時の感染拡大防止やまん延時に迅速な対応が取れるよう準備等の実施	
(4) ワクチン	・必要な資材の確保方法等の確認 ・接種体制が構築できるよう情報収集	・接種体制の構築等、速やかなワクチン接種実施のための準備	・ワクチン接種の実施 ・ワクチンの接種日程やワクチンの有効性、安全性等の情報提供・共有
(5) 保健			・県が実施する健康観察への協力
(6) 物資	・感染症対策物資等の備蓄（防護服、消毒液等）		
(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・情報共有体制の整備	・必要な対策の準備等	・まん延防止措置で生じ得る心身への影響を考慮した必要な施策の実施 ・必要な生活支援等の実施

7(1) 感染症危機管理の実施体制**7(4) ワクチンの接種体制**

・特定接種

医療の提供並びに市民生活及び国民経済の安定のため、医療関係者等に実施する。

・住民接種

接種を希望する全市民を対象に、医療機関等と連携し実施する。

対象者区分	備考
医学的ハイリスク者	基礎疾患有する者、妊娠
小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
成人・若年者	
高齢者	65歳以上の者（ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者）

対策項目の実効性を向上させるために、3つの横断的視点を設定

- ・人材育成
- ・国と地方公共団体との連携
- ・DXの推進

8 計画策定の経過と今後のスケジュール

年月日	内 容
令和7年8月4日	保健行政連絡会議（医人会）で意見聴取
令和7年8月21日	健康づくり推進協議会で意見聴取
令和7年12月3日	議会全員協議会で説明
令和7年12月10日～令和8年1月8日	パブリックコメントを実施し、市民からの意見公募
令和8年3月	議会への報告、計画公表、長野県への報告

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施に向けた検討状況について

1 こども誰でも通園制度とは

- ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により創設。
- ・全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための新たな通園制度。

こどもにとっての意義		保護者にとっての意義					
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭とは異なる経験、家族以外の人と関わる機会 ・ものや人への興味や関心の広がり ・年齢の近い子どもの関わりなど、成長発達に資する豊かな経験 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の様々な社会的資源とつながる契機 ・専門的知識を持つ人との関わりによる孤立感、不安感等の解消 ・育児に関する負担感の軽減 					

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり			保育所、認定こども園等(2・3号認定)				
就労要件なし		こども誰でも通園制度		幼稚園等(1号認定)			小学校

対象 保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満児

- ・就労要件は問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

【事業のイメージ】

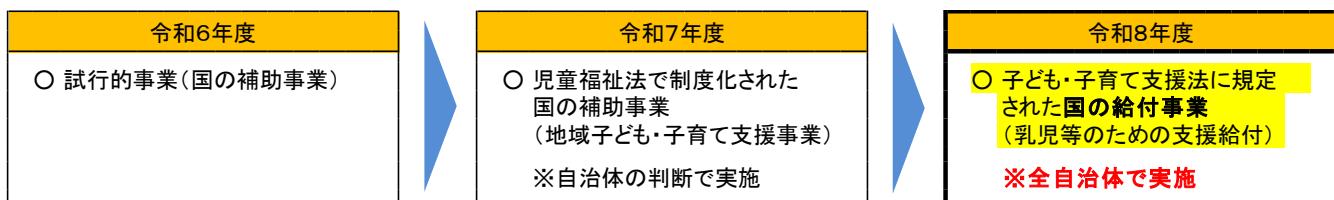


(一時預かり事業との違い)

一時預かり事業 保護者に利用する理由（冠婚葬祭、通院、リフレッシュ等）を問うもので、保護者の立場からの必要性に対応する「預ける」制度

こども誰でも通園制度 保護者に利用する理由（就労要件）を問わないもので、子どもの成長発達の機会とするための「通う」制度

【本格実施に向けた全国の動き】



2 これまでの市の動き

- 令和7年 3月 ●令和8年度からの乳児等通園支援事業の実施を記載
(第1期東御市こども計画)
- 7月 ●子育て支援審議会委員へ事業概要等について説明 (第1回審議会)
- 9月 ●認可基準条例制定 (9月議会)
- 10月 ●先行事例視察 (群馬県高崎市)
- 11月 ●確認基準条例案を上程 (12月議会)

3 今後の主な検討事項

(1) 実施予定施設等

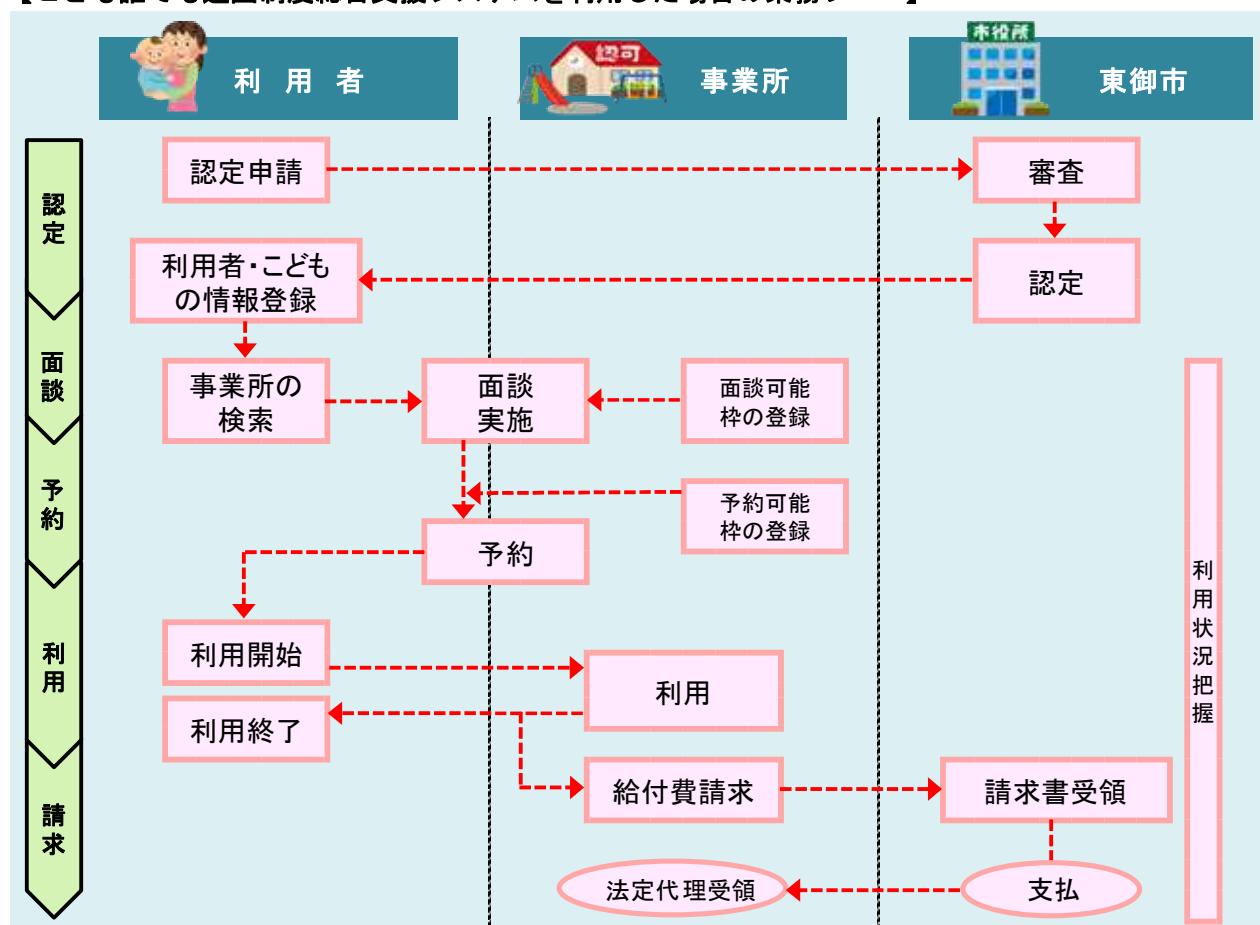
- 対象年齢は0歳6か月～満3歳未満
- 月に4～5回の定期利用を促す観点から、受入時間は平日の午前中
- 職員配置は各施設に専従職員1名を配置するほか、在園児保育の職員も支援に入る体制を確保
- 空き部屋のある公立保育園で実施

施設名	専用室の面積	定員
祢津保育園	36.19 m ²	6名
北御牧保育園	47.88 m ²	〃

(2) 利用方法

利用者は住民登録のある市町村に認定申請をし、認定を受けた後は、施設との事前面談を経て予約済ませ、サービスを利用します。本市では、利便性を高めるため、利用者がウェブ上で面談の日程調整や予約などができる国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」の利用を前提に準備を進めます。

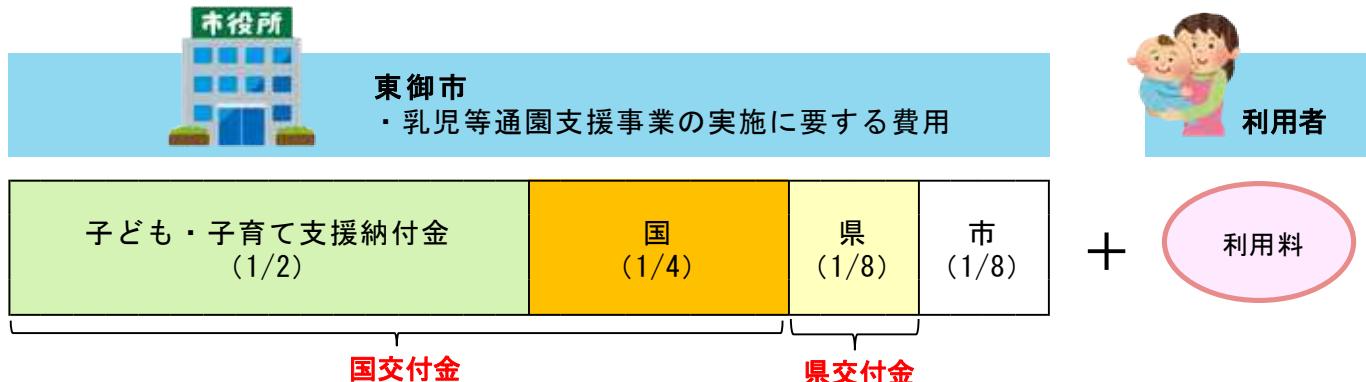
【こども誰でも通園制度総合支援システムを利用した場合の業務フロー】



(3) 費用負担

市町村が本事業の実施に要する費用については、施設の公立・私立を問わず、4分の3が国からの交付金、8分の1が県からの交付金で賄われ、残る8分の1を市が負担します。

利用者が施設側へ支払う利用料については、公立保育園では国が示す標準的な金額とする予定（令和7年度の国の補助事業では1時間当たり300円程度）。



(4) 今後の関係条例等の整備

公立保育園での本事業の実施について、子育て支援審議会の意見聴取を経たうえで、東御市保育所条例を一部改正する予定。

- 令和8年 1月 ●こども計画の変更、公立保育園での実施等について意見聴取
(第2回子育て支援審議会)
3月 ●東御市保育所条例の一部改正（3月議会）

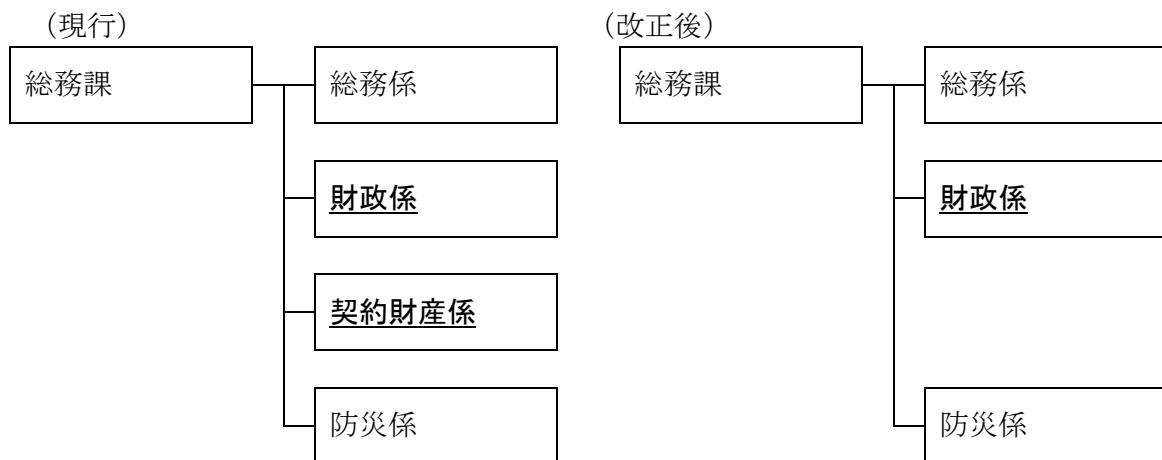
(5) 市民向け周知

多くの子育て世帯へ情報を届けるため、市公式LINEや母子手帳アプリ「すくすく♥TOMI」、子育て応援ポータルサイト「すくすくぽけっと」等の媒体による市民向け広報を予定。

令和8年4月1日付け組織改正について

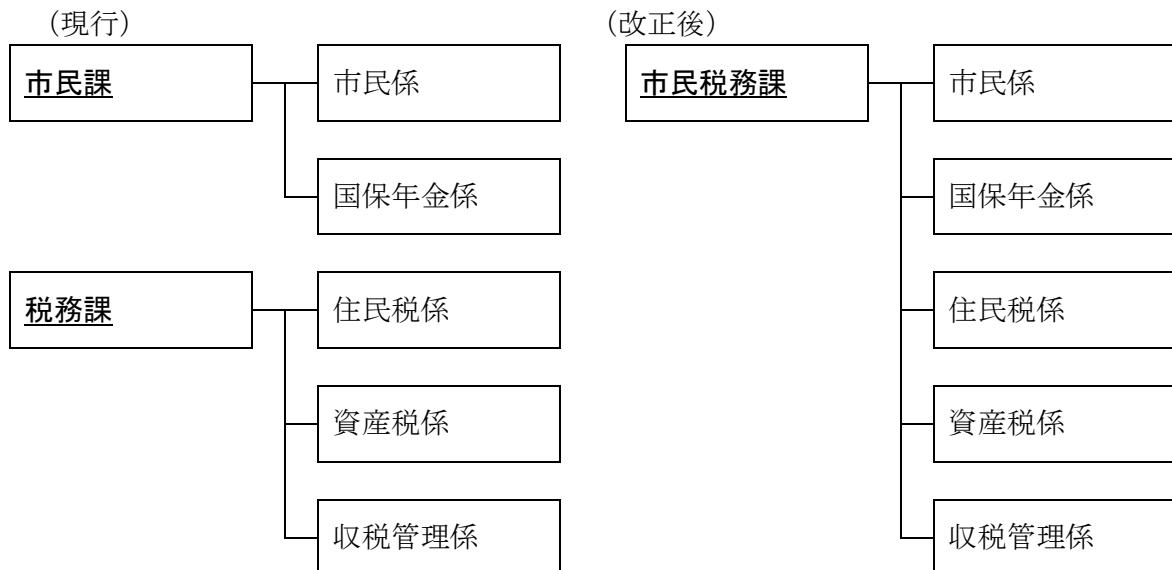
1 総務部総務課の組織体制の再構築

財政係と契約財産係を統合し、統合後の係の名称を財政係とします。



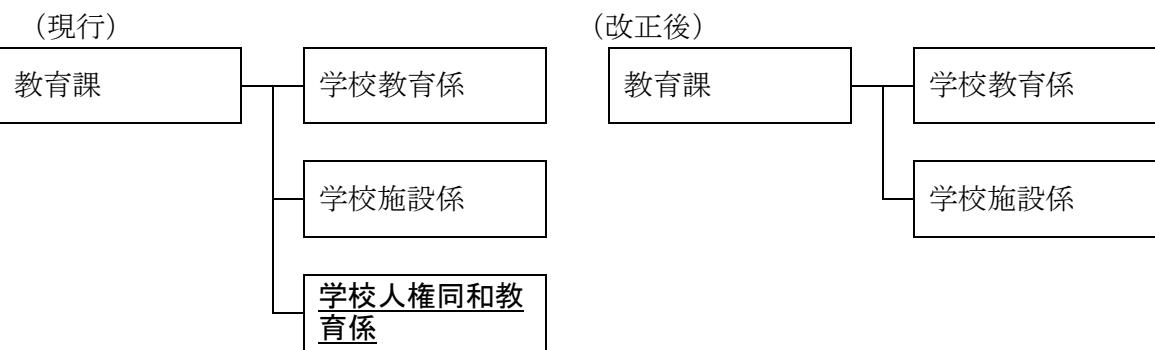
2 市民生活部の組織体制の再構築

市民課と税務課を統合し、統合後の課の名称を市民税務課とします。



3 市民生活部人権同和政策課と教育委員会事務局教育部教育課の組織体制の再構築

教育課学校人権同和教育係の業務を人権同和政策課人権同和政策係で補助執行することとし、教育課学校人権同和教育係を廃止します。



○東御市組織機構図(令和8年4月1日現在)

東御市(地方自治法第139条)

市長

(地方自治法第161条)

副市長

[主な業務]

総務部

秘書課

秘書係

秘書全般

総務課

総務係

人事給与、議案の提出、情報公開、文書管理、人事評価、行政組織、

栄典・表彰、法規審査、庁舎管理、災害対策本部、行政改革

契約財産係

人事給与、議案の提出、情報公開、文書管理、人事評価、行政組織、

栄典・表彰、法規審査、庁舎管理、災害対策本部、行政改革

財政係

財政計画、予算の編成、入札及び契約、物品の購入、財産管理、車

両管理、土地開発公社

契約財産係

入札及び契約、物品の購入、車両管理、財産管理、車両管理、土地

開発公社

防災係

地域防災、国民保護

消防課

消防団係

消防団運営、消防委員会

消防施設係

消防施設、水防

企画振興部

企画振興課

企画政策係

計画行政、地方創生、広聴、土地利用、広域行政、統計調査

情報推進係

電算管理、情報化推進

移住定住・シティプロモーション係

移住定住、空き家バンク、シティプロモーション、結婚支援、ふるさと応

援寄付金、市報、ホームページ、メール・SNS配信、防災ラジオ

文化・スポーツ振興課

文化振興係

文化振興計画、文化施設の指定管理、文化施設運営支援、文化財保

護、埋蔵文化財、海野宿伝建、文書館

スポーツ係

スポーツ振興、体育施設管理・運営、湯の丸高原スポーツ交流施設の

管理運営、東御中央公園の管理

図書館係

図書館運営

地域づくり支援課

地域コミュニティ推進係

地域づくり支援、自治推進委員、市民活動支援、国際交流、社会教

育、公民館事業

(兼)青少年センター

青少年係

青少年育成

国民スポーツ大会推進室

国民スポーツ大会推進係

国民スポーツ大会

市民課と税務課を統合するもの

市民税課

市民係

戸籍、住民票、印鑑登録、外国人登録、死亡届、諸証明の交付、総合

案内、マイナンバーカード申請・交付

(兼)収納対策センター

国保年金係

国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療

住民税係

市県民税、軽自動車税、諸税、所得証明、原付等の標識交付・廃車手続

資産税係

固定資産税、都市計画税、地籍図閲覧

収税管理係

市税・介護保険料の収納管理及び滞納処分、納税証明

税務課

住民税係

市県民税、軽自動車税、諸税、所得証明、原付等の標識交付・廃車手続

(兼)収納対策センター

資産税係

固定資産税、都市計画税、地籍図閲覧

収税管理係

市税・介護保険料の収納管理及び滞納処分、納税証明

生活環境課

生活環境係

交通安全、防犯・防犯灯、消費者保護、交通災害共済、狂犬病予防、

公害、脱炭素、再生可能エネルギー、環境マネジメントシステム

クリーンリサイクル係

ごみの収集、ごみ減量化、リサイクル

人権同和政策課

人権同和政策係

人権擁護施策の計画・推進、よろず相談、地区学習会、人権同和教

育

男女共同参画係

男女共同参画社会の推進

子ども家庭支援課

子ども政策係

子ども政策、企画調整、子どもサポートセンター管理・運営、児童福

祉、障がい児福祉

(兼)子どもサポートセンター

子ども家庭支援係

子ども家庭相談、子育て支援センター管理・運営

健康福祉部

福祉課

共生社会推進係

民生児童委員、福祉医療、児童手当、児童扶養手当、保護司、障が

い者福祉、母子・父子・寡婦、DV相談

生活福祉係

生活保護、生活困窮者、ひきこもり支援

高齢者福祉係

高齢者生活支援、生きがい対策、介護保険、地域包括ケア、介護予

防、認知症施策、高齢者権利擁護

健康推進課

保健地域医療係

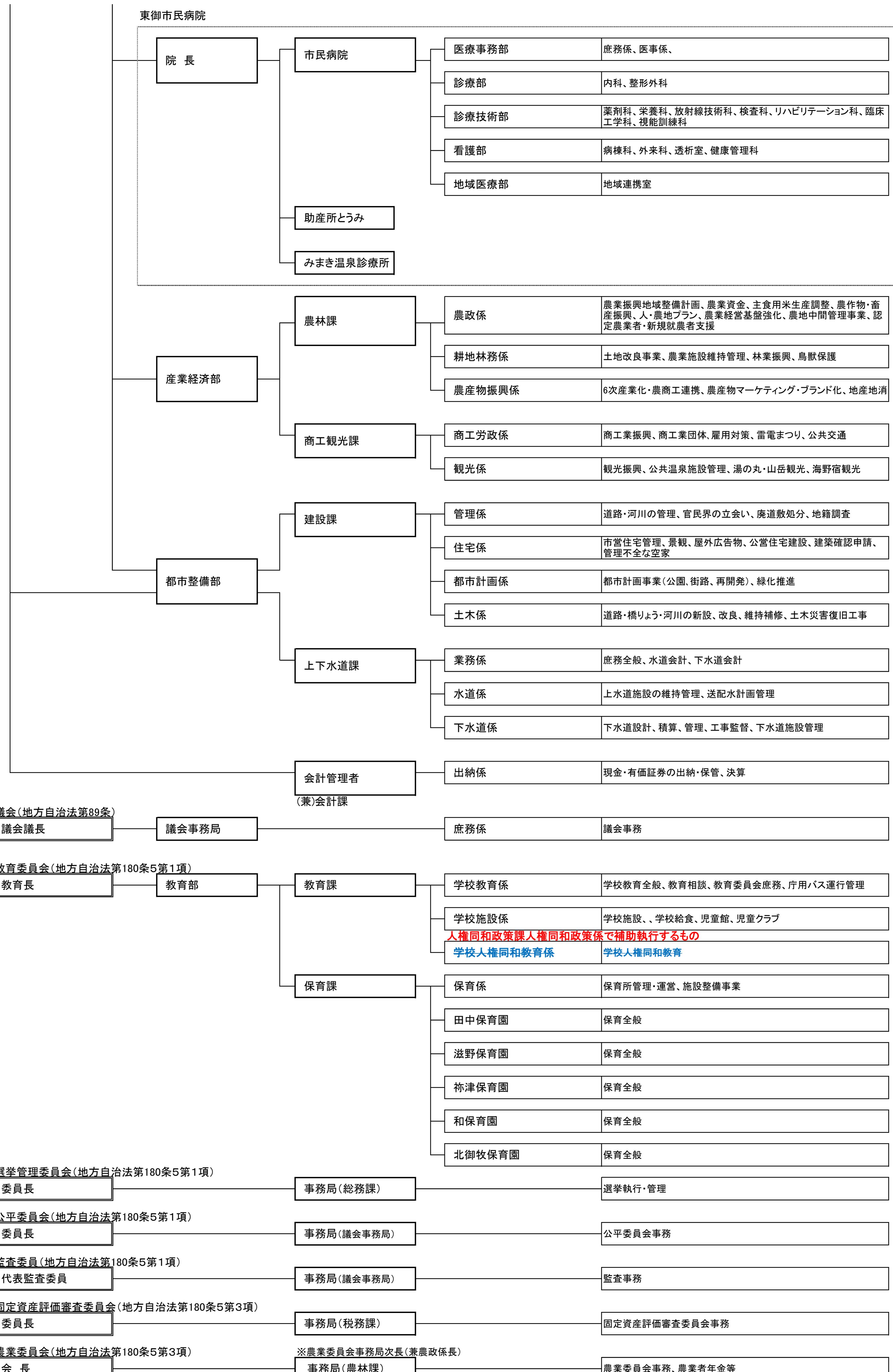
母子保健、感染症予防・対策、精神保健、食育、地域医療、献血・移

植医療、保健センター管理

健康増進係

健康診査及びがん検診、特定健診及び特定保健指導、健康づくり、保

健活動地区組織、歯科口腔保健



東御市人権施策の基本方針・基本計画の改定について

計画の見直しにあたって

「東御市人権施策の基本方針・基本計画」は、平成16年に制定した「東御市人権尊重のまちづくり条例」の規定により平成18年2月に策定し、社会情勢の変化や市民意識調査等の結果を踏まえ、5年毎に見直しを行ってまいりました。

今回見直し(第4回改定)を行った計画(以下、本計画)は、第3次東御市総合計画(2024年度～2033年度)を上位計画とし、個別計画として位置づけられています。基本目標のひとつである「自然と多様な人々が共生するまち」を実現するため、真に人権が尊重されるまちづくりを推進するにあたり、あらゆる人権に関する現状と課題、取り組みを示すものです。

＜基本方針＞

1 基本理念

「全ての人が尊重されるまちを目指す」

東御市人権尊重のまちづくり条例は、第1条で、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等である」ことを保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の精神にのっとり、市及び市民の責務を明らかにするとともに、部落差別をはじめとした、あらゆる人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することとされています。

この基本方針では、「人権同和教育・啓発の推進」、「人権が侵害された被害者の救済」、「人権に関する重要課題への取り組み」を通じて、一人ひとりが尊重されるまちづくりに向け、市民、諸団体・諸機関、行政などが一体となって、あらゆる努力を重ねることにより、21世紀を「人権の世紀」となるよう取り組んでいくこうとするものです。

2 基本方針

I 人権同和教育・啓発の推進

○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」等の趣旨を踏まえ、学校、家庭、地域社会、職域などあらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進

○東部人権啓発センターを拠点とし、人権問題に関する調査・研究の充実、推進、今後の施策展開への活用

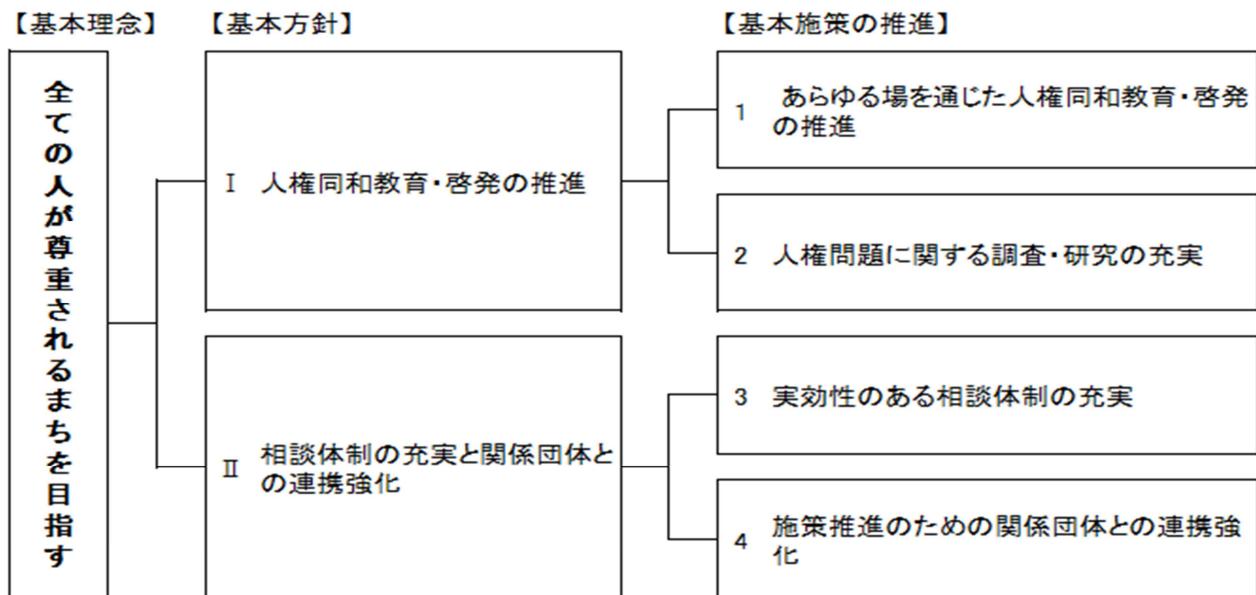
II 相談体制の充実と関係団体との連携強化

○多様化する人権に関する、実効性のある相談体制の充実

○人権が侵害された被害者への救済や解決を図るため、相談窓口の情報提供や体制整備

○関係団体の活動の支援、団体相互の交流支援や情報提供と連携強化

○東御市自殺対策計画と連携し、早期に支援できる地域づくりの推進



＜基本計画＞

【第1章 基本的事項】

今回見直した本計画は、第3回改定(令和3(2020)年度から令和7(2025)年度)の内容を継承しつつ、令和6年(2024)年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」や「生活実態調査及び意識調査」の計画も踏まえた計画となっており、社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題の解決も含め、さらに推進していくものであります。

第1章では、国や県、市の施策との関連やSDGsとの関連を明記し、基本方針・基本施策に沿った取り組みの方向性について示しました。

計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度

【第2章 人権同和教育の推進】

部落差別をはじめとするあらゆる差別のない人権尊重のまちの実現には、市民一人ひとりが人権を尊重する事の重要性を正しく理解することが必要です。

令和6(2024)年に実施した「人権と暮らしについての意識調査」では、ライフステージごとに合った人権尊重の意識を高める教育・啓発が重要であるとともに、継続した人権啓発の取り組みが必要であることが再認識されました。

第2章では、就学前、学校教育、地域・企業を含めた社会教育の場面に分けて、人権同和教育・啓発の施策を推進について示しました。

- 1 就学前における人権同和教育
- 2 学校教育における人権同和教育
- 3 社会における人権同和教育

【第3章】 様々な人権課題に対する現状と取り組み

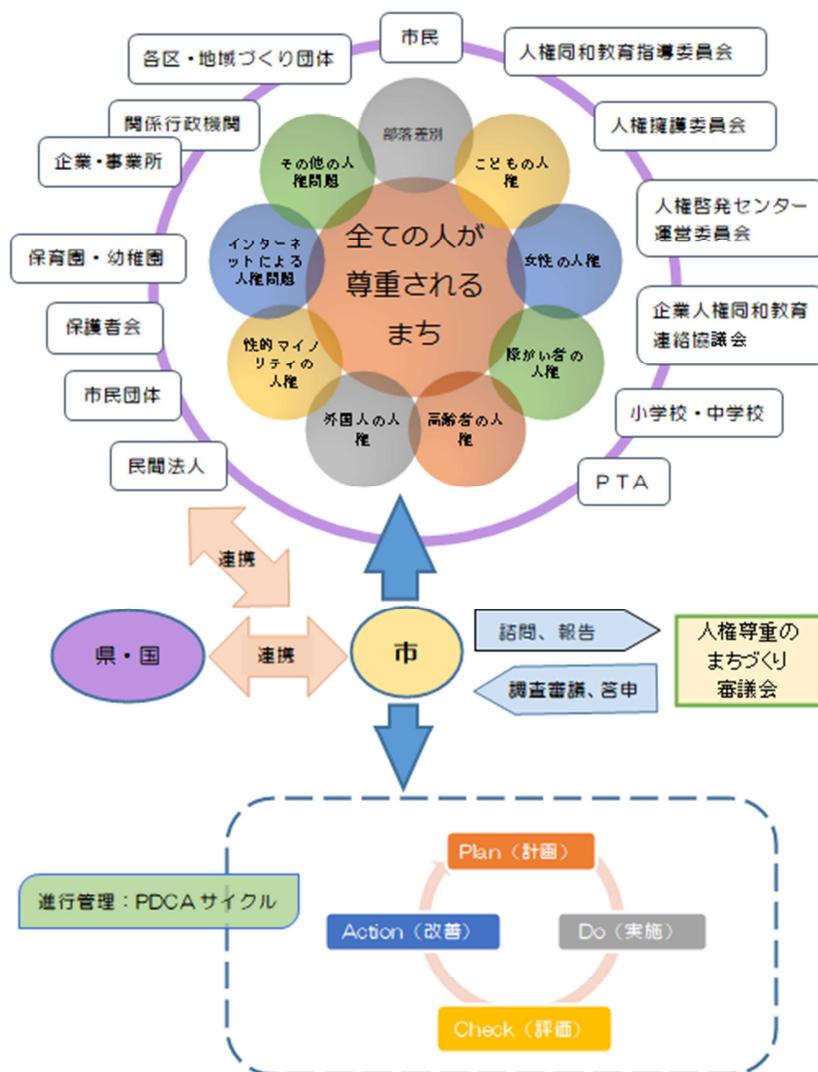
人権課題は多岐にわたるほか重層化しています。国では、「人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)」(令和7年変更)において、長野県では平成22年に人権政策推進基本方針として主な人権課題を掲げています。

さらに、第3回改定後には、LGBT理解増進法や情報流通プラットフォーム対処法など、人権課題に関わる法律が制定されました。

第3章では、国及び県の人権課題の取り組みを踏まえながら、9つの人権課題に対する現状と取り組みを示しました。

【課題】	【施策の方向】
1 部落差別 (同和問題)	部落差別(同和問題)の早期解決、人権啓発学習の継続
2 子どもこどもの人権	児童虐待の予防・早期発見と早期対応、家庭・地域・学校の連携、子どもこどもの権利に対する理解
3 女性の人権	性別役割意識の解消、DVの防止
4 障がい者の人権	ノーマライゼーション及び共生社会の普及促進
5 高齢者の人権	偏見を取り除く、心配事の相談体制の充実
6 外国人の人権	交流の推進、異文化の相互理解、多文化共生の啓発
7 性的マイノリティの 人権	性の多様性の尊重、パートナーシップ制度の周知
8 インターネットに よる人権問題	インターネットの適切な利用に関する教育、啓発の推進
9 その他の人権問題	正しい知識の普及、偏見の解消

推進体制のイメージ図



●スケジュールについて

令和6年 8月～9月	人権と暮らしについての意識調査 実施 部落差別に関する生活実態調査及び意識調査 実施
令和7年 7月30日	第1回 東御市人権尊重のまちづくり審議会 ・令和6年度事業実績の報告 ・東御市人権施策の基本方針・基本計画の見直しについて協議
11月6日	第2回 東御市人権尊重のまちづくり審議会 ・東御市人権とくらしの意識調査、 部落差別に関する調査及び実態調査の報告 ・見直し(素案)について 諒問・審議
12月10日～翌年1月8日	パブリックコメントの実施
令和8年 2月中旬～下旬	第3回東御市人権尊重まちづくり審議会 ・パブリックコメントの結果について ・改定(案)について 審議・答申
3月	決定
4月以降	市ホームページに公表

第3次東御市環境基本計画の策定について

市民生活部 生活環境課

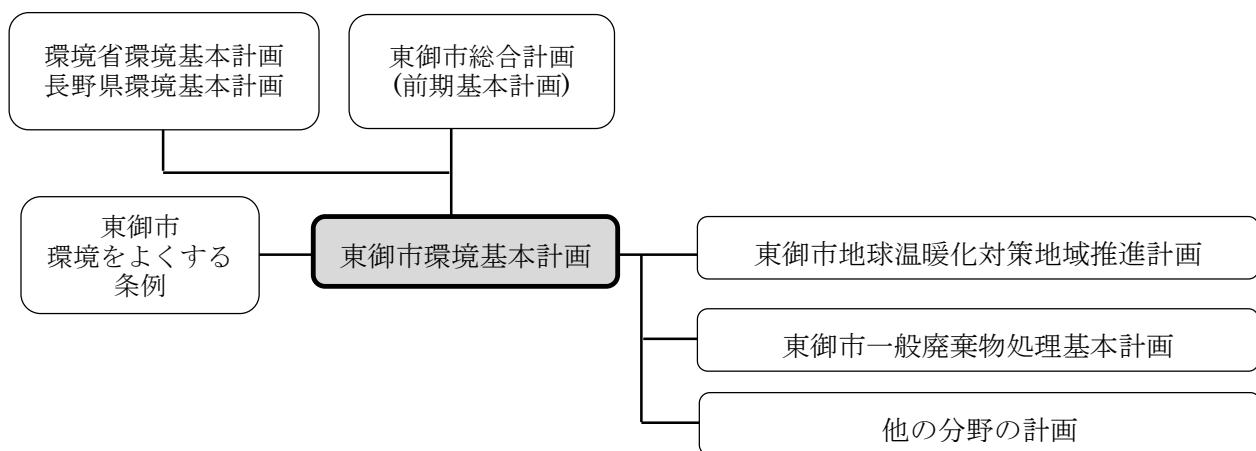
1 計画策定の趣旨

現在の「第2次東御市環境基本計画」が令和7年度で最終年度を迎えることから、これまでの取組の成果と課題を踏まえつつ、気候変動による豪雨災害の増加や生物多様性の損失など、環境をめぐる新たな課題、また社会情勢の変化に対応するため、地域特性に即した「第3次東御市環境基本計画」を策定します。

本計画では、持続可能な地域社会の実現を目指し、今後10年間における環境施策の方向性を示します。

2 計画の位置づけ

国および県の環境基本計画の方針を踏まえるとともに、「東御市環境をよくする条例」の基本理念のもと、本市の上位計画である「第3次東御市総合計画（前期基本計画）」に基づき、そこで示されている「SDGsの実践」や関連する「基本目標」、「土地利用構想」等との整合を図りながら、環境に関する施策を推進するものです。また、地球温暖化対策に係る個別計画をはじめとする各種関連計画とも整合を図り、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に、関係部門と連携して推進します。



3 計画期間

令和8年4月1日～令和17年3月31日までの10年間

4 計画の基本理念、基本目標及び基本施策

- (1) 基本理念 持続可能なまちをはぐくみ みどりの地球を未来へ
- (2) 基本目標および基本施策

基本理念の実現に向け、対象とする4つの環境分野（生活環境、自然環境、地球環境、環境保全活動）ごとに、4つの基本目標と13の基礎施策、38の具体的施策を定め、これらの施策の展開を通じて、良好な環境の保全と創出を目指します。

基本目標1 安心して暮らせる快適なまちづくり（生活環境）

施策	具体的な施策の展開
(1) 水環境の保全と良質な水資源の確保	① 良質な水環境の維持・確保 ② 適切な排水対策の推進 ③ 「水や水辺の環境を楽しみ・守る」取組の推進
(2) 大気環境の保全	① 大気環境の測定と情報公開 ② 行政による率先行動の推進 ③ 市民・事業者の活動による大気汚染の抑止
(3) 環境美化の推進と公害の未然防止	① 環境美化の推進 ② 生活マナー・モラルの向上 ③ 騒音・悪臭等の公害の未然防止と指導
(4) 空き家・不法投棄対策の推進	① 空き地・空き家対策の推進 ② 不法投棄対策の強化

基本目標2 自然を保全し、共に生きるまちづくり（自然環境）

施策	具体的な施策の展開
(1) 森林・農地の保全	① 森林の保全と活用 ② 協働による森林づくりの推進 ③ 持続可能な農業の推進と農地の保全
(2) 生態系の保全	① 生物多様性の保全 ② 自然を学ぶ機会の創出
(3) 自然とのふれあいの推進	① 親しみのもてる水辺づくり ② 子ども・市民の自然体験学習の推進 ③ 農業を通した自然とのふれあいの機会の創出
(4) 風景・景観の保全	① 歴史・文化的景観の保全と活用 ② 農村・自然景観の緑化の推進 ③ 市民による景観づくりの促進 ④ 景観形成のルールと情報発信

基本目標3 地球環境に配慮したまちづくり（地球環境）

施策	具体的な施策の展開
(1) 地球温暖化対策の推進 (設備投資・森林吸収等)	① 地球温暖化対策の推進のための計画策定と検証 ② 公共施設における地球温暖化対策の推進 ③ 森林の機能維持 ④ 再生可能エネルギーの普及推進 ⑤ 省エネ設備の導入
(2) 地球温暖化対策の推進 (市民・事業者の行動変容)	① 脱炭素についての情報発信と市民活動の促進 ② 移動における行動変容の促進 ③ 食における行動変容の促進
(3) ごみ減量化と適正処理	① ごみの減量化（ごみの排出前） ② ごみの適正処理（ごみの排出後）

基本目標4 市民や事業者との連携・協働の推進（環境保全活動）

施策	具体的な施策の展開
(1) 環境教育の推進	① 学校や地域での環境教育の推進 ② 環境に関する情報提供の推進
(2) 環境保全活動の推進	① 市民・事業者・行政の連携・協力による「生活環境」の保全 ② 市民・事業者・行政の連携・協力による「自然環境」の保全 ③ 市民・事業者・行政の連携・協力による「地球環境」の保全

5 計画策定の経過と今後のスケジュール

月日	会議等	内容
令和7年 7月 18日	第1回環境市民会議	第3次計画について
7月 25日～ 8月 20日	・環境についての 市民・事業者アンケート ・施策評価	・市民・事業者へ環境配慮・脱炭素等についての考え方 ・行動を把握するため（市民 1200 名、237 事業者） ・第2次計画の施策評価
10月 8日	第2回環境市民会議	市民・事業者アンケートの結果について 計画(骨子案)について
11月 7日	第3回環境市民会議	計画(素案)について
11月 21日	第1回環境審議会	計画(素案)について、諮問
12月 10日～ 令和8年 1月 8日	パブリックコメントの実施	計画(素案)について市民からの意見募集
2月	第2回環境審議会	計画(案)について審議、答申
3月上旬	第4回環境市民会議	計画についての確認、策定
4月	計画の公表	市ホームページ

第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画の改定について

市民生活部 生活環境課

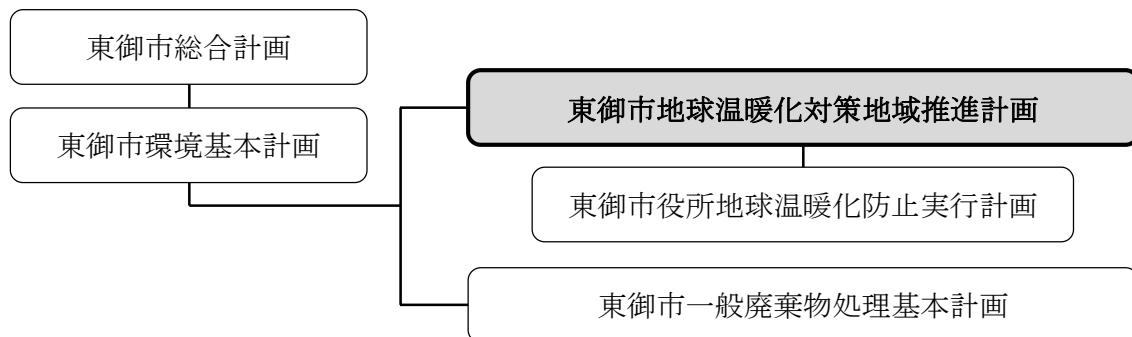
1 計画改定の趣旨

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」第19条第2項に基づき策定するもので、2050(R32)年までのゼロカーボンシティとうみの実現に向け、市民・事業者・行政の協働により地球温暖化対策を推進するための計画です。

2025(R7)年2月に国の地球温暖化対策計画が改定され、2013(H25)年度とした温室効果ガス排出量を2035(R17)年度までに60%削減、2040(R22)年度までに73%削減する新たな目標が示されたことから、これまでの取り組みを評価し、国が示す目標に一步でも近づけるため、施策を中心に見直し、改定を行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、第3次東御市総合計画及び本年度に策定予定の第3次東御市環境基本計画を上位計画とし、関連計画と整合性を図りながら地球温暖化対策を推進します。



3 計画の期間

2020(R2)年度から2030(R12)年度までの11年間とします。

4 計画の基本方針と基本施策について

○ 基本方針

「ゼロカーボンシティとうみ ～人と自然がおりなす豊かな暮らし～」

○ 基本施策

基本施策	内 容
1 再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を生かした太陽光発電の推進 ・その他再生可能エネルギーの利用検討
2 市民・事業者・市による環境活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各立場からの環境配慮活動への取り組み ・省エネ設備や次世代自動車の普及啓発
3 脱炭素に向けた地域環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通網の向上による自家用車の利用低減 ・市内緑化への取り組み
4 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・分別や堆肥化等によるごみ排出量の減量 ・生ごみリサイクル等によるごみの再生利用
5 温暖化に対する適応	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に負けない体づくりの推進 ・災害へ備えた訓練等の実施

5 計画の目標

国や県の地球温暖化対策計画における目標を踏まえ、2013(H25)年度を基準年とし、短期目標年度及び長期目標年度における温室効果ガス排出量を目標として設定しています。

項目	【基準年度】 2013(H25)年度	【短期目標年度】 2025(R7)年度	【長期目標年度】 2030(R12)年度
温室効果ガス排出量(目標)	—	137,746t-CO ₂ (約35%削減)	102,235t-CO ₂ (約51%削減)
温室効果ガス排出量(実績)	212,585t-CO ₂	—	—

※t-CO₂（トン・シーオーツー）とは、温室効果ガスの総重量を示す単位です。

6 これまでの取り組み実績

本計画が開始された2020(R2)年度から2022(R4)年度までにおいて、計画に記載している45個の施策を推進し、20,143t-CO₂の温室効果ガスを削減しています。これは年度毎に振り分けた目標に対し、100.9%の進捗であり、概ね順調に削減できています。

項目	2019(R1) 年度 ※策定期	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度 ※速報値	2024(R6) 年度 ※速報値
温室効果ガス排出量(目標)		169,019	162,765	156,510	150,255	144,001
温室効果ガス排出量(実績)	175,274	167,724	162,115	155,131	154,199	149,313
計画策定期からの削減量		7,550	13,159	20,143	21,075	25,961
進捗率(目標/実績)		100.8%	100.4%	100.9%	97.4%	96.4%

(単位:t-CO₂)

7 主な改定箇所

本市における温室効果ガスの削減量は概ね計画どおりに進捗しておりますが、施策単位で見ると目標を大きく上回る施策がある一方、目標に大きく届かない施策や市の方針変更に伴い実績が計上できていない施策があることから、各施策を評価したうえで施策を見直し、改定を行います。

<新旧対照>

項目	改定案	現計画
現状年度	2022(R4)年度	2019(R1)年度
現状年度の温室効果ガス排出量	155,131t-CO ₂	175,274t-CO ₂
基準年度		2013(H25)年度
長期目標年度		2030(R12)年度
温室効果ガス排出量	110,350t-CO ₂	107,576t-CO ₂
温室効果ガス削減量	102,235t-CO ₂	105,008t-CO ₂
温室効果ガス削減率(基準年度比)	約52%	約51%

項目	改定案	現計画
施策数	45 施策	
新たに追加する施策	1 施策	—
空き家バンクの利用促進	60 件成約	—
削除する施策	1 施策	—
都市計画道路整備事業	削除	—
目標を変更する施策	11 施策	
PPA 事業による太陽光パネルの設置	130 件設置	2,000 件設置
東御市役所の温室効果ガス排出削減の実施	40.5%削減	36.6%削減
フードマイレージの少ない食品の利用促進	地元産使用品目割合 保育園 59%	地元産使用品目割合 保育園 62%
農業環境の保全	荒廃農地の解消 2ha/年	GAP 取得者 3 名
公用車への次世代自動車の導入	8 台増加	60 台増加
電気自動車の導入促進	86 件増加	41 件増加
しなの鉄道の利用促進	しなの鉄道利用者 2,500 人/日	しなの鉄道利用者 1,800 人/日
マイナンバーカードの普及	保有率 85%	交付率 90%
里山・森林の保全と活用	国有林整備面積 50ha	国有林整備面積 66ha
プラスチック削減運動	削除	マイバッグ持参率 100%
暑さに負けない体づくりの推進	各種スポーツ大会 参加人数 2,000 人	チャレンジデー 参加率 55%
東御市地域防災計画に基づく防災訓練の実施	訓練参加者 15,000 人	訓練参加者 6,720 人

8. 改定の経過と今後のスケジュール

年月日	会議名称 ※ () は内容
令和7年04月21日	第1回 東御市地球温暖化対策地域推進協議会（改定協議）
令和7年08月13日～	第1回 環境推進委員会（施策評価）
令和7年09月19日	第2回 東御市地球温暖化対策地域推進協議会（改定協議）
令和7年11月18日	第3回 東御市地球温暖化対策地域推進協議会（素案策定協議）
令和7年11月21日	第1回 東御市環境審議会（諮問・審議）
令和7年12月10日～ 令和8年01月08日	パブリックコメント
令和8年02月	第2回 東御市環境審議会（審議・答申）
令和8年03月	第4回 東御市地球温暖化対策地域推進協議会（改定案確定）
令和8年04月	市ホームページにて計画の公表

第2次東御市一般廃棄物処理基本計画の改定について

市民生活部 生活環境課

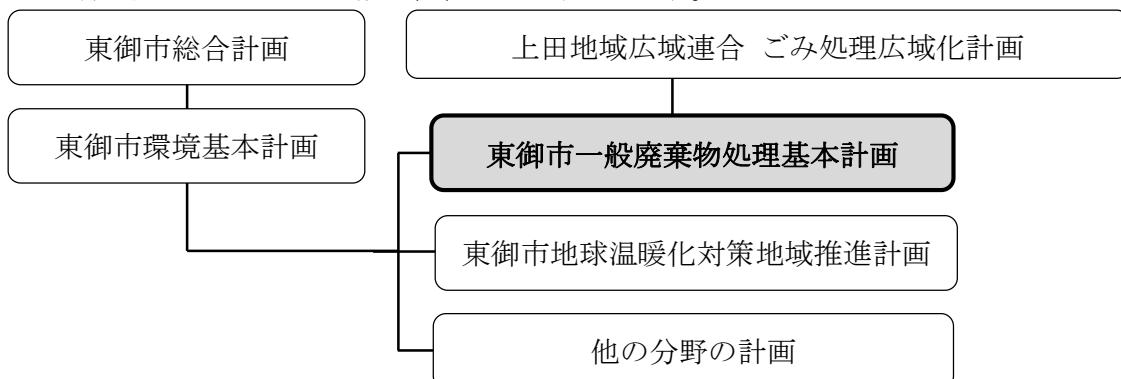
1 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するもので、「自然との調和を目指す循環型都市 とうみ」の実現に向け、市民・事業者・行政が連携し、生ごみリサイクルシステム及び統合クリーンセンター（資源循環型施設）整備等の推進を通じて、更なるごみ減量及び3Rの推進に取り組むための計画です。

本計画は概ね5年毎に改定をすることとしており、令和2年度の改定を経て、今回改定年度にあたる令和7年度に、これまでの現状と課題を整理し、計画の最終年度である令和12年度に向け、目標及び取り組みを中心に見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、第3次東御市総合計画を上位計画とし、廃棄物・リサイクル関連法、長野県廃棄物処理基本計画、本年度に策定予定の第3次東御市環境基本計画、東御市廃棄物処理及び清掃に関する条例等との整合を図りながらごみの減量化、3Rを推進します。



3 計画期間

平成28年4月1日～令和13年3月31日までの15年間

4 計画の基本理念、基本目標及び基本施策

(1) 基本理念 自然との調和を目指す循環型都市 とうみ

(2) 基本方針

方針1 ごみの排出抑制と3Rの推進による循環システムの構築

- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・環境教育等、普及啓発活動の実施及び支援

方針2 効率的かつ適正なごみ処理体制の構築

- ・ごみの収集・運搬
- ・ごみ処理施設の整備
- ・不法投棄対策

5 これまでの取り組み実績

ごみ排出量は令和2年度から令和6年度にかけて減少しており、家庭系ごみについては減少傾向となっていますが、令和6年度時点で、令和7年度目標値である焼却処理量：3,445tには122tの減量が必要であり、また、資源化率：29%には1.91%の引き上げが必要となっております。

(単位:t/年度)

	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	6,094.80	6,114.00	5,945.56	5,616.35	5,625.42
焼却処理量	3,793.80	3,724.31	3,664.57	3,489.98	3,566.64
家庭系ごみ	3,049.96	2,928.81	2,847.28	2,709.90	2,775.88
事業系ごみ	743.84	795.50	817.29	780.08	790.76
資源化量	1,765.58	1,800.09	1,735.24	1,591.00	1,523.78
資源化率(%)	28.97	29.44	29.19	28.33	27.09

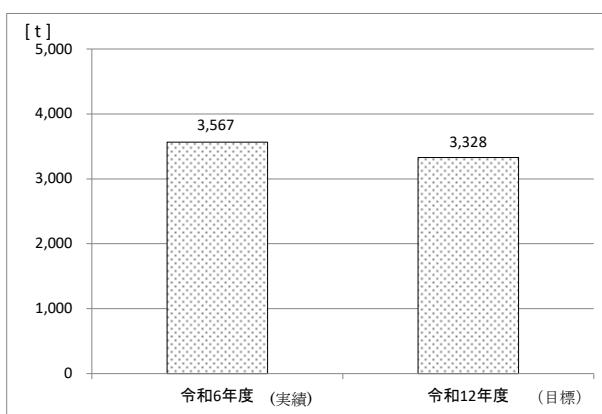
※資源化率には、スーパーなどに出される新聞・雑誌・ペットボトル等は、算入されておりません

。

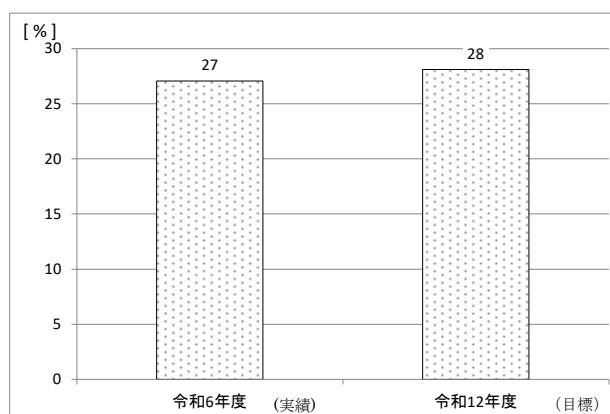
6 改定箇所

計画の目標：本市のごみ処理に関する目標値を以下のとおり定め、基本理念の実現へ向け、取り組んでいきます。

・焼却量



・資源化率



・令和12年度の目標値

令和2年度改定時点 焚却処理量：3,400t以下 資源化率：29%以上

令和7年度改定 焚却処理量：3,328t以下 資源化率：28%以上

7 今後のスケジュール

月日	会議等	内容
令和7年 11月21日	第1回環境審議会	計画(素案)について、諮問
12月10日～ 令和8年1月8日	パブリックコメントの実施	計画(素案)について市民からの意見募集
2月	第2回環境審議会	計画(案)について審議、答申
4月	計画の公表	市ホームページ

第2次東御市都市計画マスターplan及び 東御市立地適正化計画の策定について

1 現行計画との対比

現行都市計画マスターplan	第2次都市計画マスターplan
<p>【主要課題（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人口：人口減少、少子高齢化など ◆産業：無秩序な農地転用の抑制 ◆土地利用：コンパクトな市街地を形成 ◆都市施設：防災機能の強化 <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然に恵まれた居住環境の整った住みよいまちづくり ・人々が活発に活動・交流し、地域資源を活かした活力とにぎわいを生み出すまちづくり ・快適で安心していつまでも暮らし続けたいと思えるまちづくり ・市民と行政が協働して作るまちづくり 	<p>【主要課題（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人口：人口減少、少子高齢化の更なる進行 コミュニティの維持 ◆土地利用：ライフラインなどの行政コスト増 空き家の利活用 ◆道路・交通：公共交通の維持・利用促進 ◆安全・安心：市民の防災意識の高揚 <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトで持続可能なまちづくり ・効果的に地域をつなぐまちづくり ・災害に強い安全・安心なまちづくり

現行都市計画マスターplanにおいても、人口減少や少子高齢化、無秩序な農地転用の抑制、コンパクトな市街地の形成など、第2次都市計画マスターplanにおいても引き続き取り組むべき課題等が定義されています。

しかしながら、改定時（平成28年度）に比べ、急速な人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の流行などによりライフスタイルの多様化が進み、社会情勢は大きく変化しています。

都市の発展や拡充を目標としていたものから、持続可能性やコミュニティの維持、公共施設等の長寿命化から廃止を含めた統合・集約・複合化などの効率化、公共交通の必要性や、災害リスクに対する検討など、様々な分野に対し一步踏み込んだ視点を含めた計画策定が特徴といえます。

2 第2次東御市都市計画マスターplan（素案）の概要

（1）策定の目的

本市では平成20年度（2008年度）に東御市都市計画マスターplanを策定し、計画的なまちづくりを進めてきました。しかし、この間に人口減少や少子高齢化の急速な進行、ライフスタイルの多様化など、社会情勢は大きく変化しています。こうした変化に的確に対応し、持続可能なまちづくりを推進するため、第2次東御市都市計画マスターplanを策定します。また、本計画は、都市緑地法に基づく緑の基本計画を統合した計画とし、都市と緑が調和したまちづくりを効果的に推進します。

(2) 計画期間

令和8年度を基準年度として、目標年度を令和28年度とする20年間の計画です。

※概ね10年経過後に、人口動向や施策実施状況を分析し、必要に応じて見直しを実施。

(3) まちづくりの目標

第3次東御市総合計画の将来像「人と自然にやさしい 豊かな暮らしを実感できるまち とうみ」の実現に向けて、下記のとおり目標を設定します。

① コンパクトで持続可能なまちづくり

- 人口減少・少子高齢化への対応
- 農地の維持・保全に努めながら宅地開発などの土地需要を適正に受け止め、メリハリのある土地利用を推進
- 自然との調和に配慮
- 5地区における生活支援機能※の確保及び持続可能なコミュニティの形成

② 効果的に地域をつなぐまちづくり

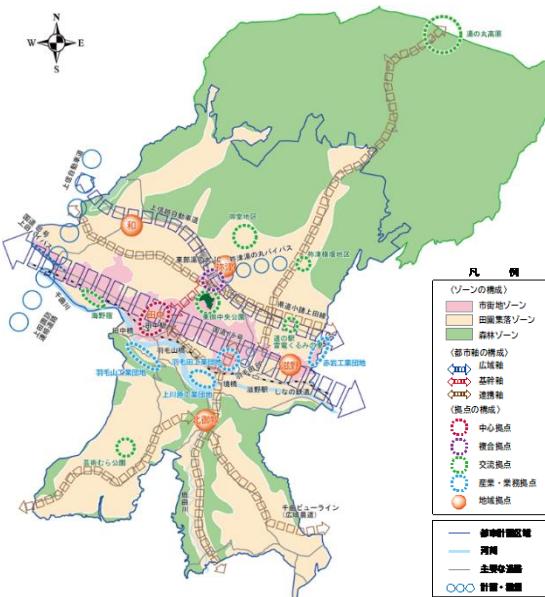
- 市内の各地域相互間での連携強化に資する道路網の維持・確保
- 高齢者や児童・生徒をはじめとした市民の「移動しやすさ」を支える公共交通の充実・利用促進
- 近隣都市とのアクセス性の向上

③ 災害に強い安全・安心なまちづくり

- 土砂災害や浸水などの災害リスクの存在を正確に把握
- 関係機関との連携により地域の特性を踏まえた施策を展開にすることで、安全・安心の確保

(4) 全体構想※

目指すべき将来都市構造※を下図のように定めます。「ゾーン」、「拠点」、「軸」の3つの要素で構成し、それぞれの区分・種別の役割に応じた整備を進めます。



区分	種別	構成
ゾーン	市街地ゾーン	用途地域及び周辺
	田園集落ゾーン	集落地及び農地等
	森林ゾーン	森林地域
拠点	中心拠点	市役所・田中駅周辺
	複合拠点	インター・流通団地周辺
	交流拠点	海野宿、湯の丸高原、芸術むら公園、東御中央公園、御堂地区、道の駅雷電くるみの里
	産業・業務拠点	羽毛田工業団地、赤岩工業団地、上川原工業団地、羽毛山工業団地
	地域拠点	各地区的小学校周辺
軸	広域軸	上信越自動車及び、国道18号、しなの鉄道
	基幹軸	県道丸子東部インター線（（都）常田東町線）沿道やその周辺部
	連携軸	各地域間を結ぶ主要な県道等

(5) 地区別構想※

小学校区を基本とした5地区（田中地区、滋野地区、祢津地区、和地区、北御牧地区）に区分し、それぞれの地区ごとにまちづくりの方針を示します。各地域の特色を活かし、魅力あるまちづくりにつなげます。

3 東御市立地適正化計画（素案）の概要

（1）策定の目的

今後、人口減少や少子高齢化の進行により、市の財政負担が増大し、道路や上下水道などのインフラや、医療・福祉などの生活サービスの維持が困難となることが想定されます。本計画は、こうした状況でも、市民が将来にわたって安心して暮らし続けられる都市構造を実現することを目的としています。数十年という長い時間軸の中で、居住や都市機能を一定のエリアへ緩やかに誘導し、効率的で暮らしやすい都市構造へと段階的に移行することで、持続可能なまちの形成を目指します。

（2）計画期間

令和8年度を基準年度として、目標年度を令和28年度とする20年間の計画です。

※概ね5年ごとに、人口動向や施策実施状況を分析し、必要に応じて見直しを実施。

（3）まちづくりの方針

①基本的な考え方

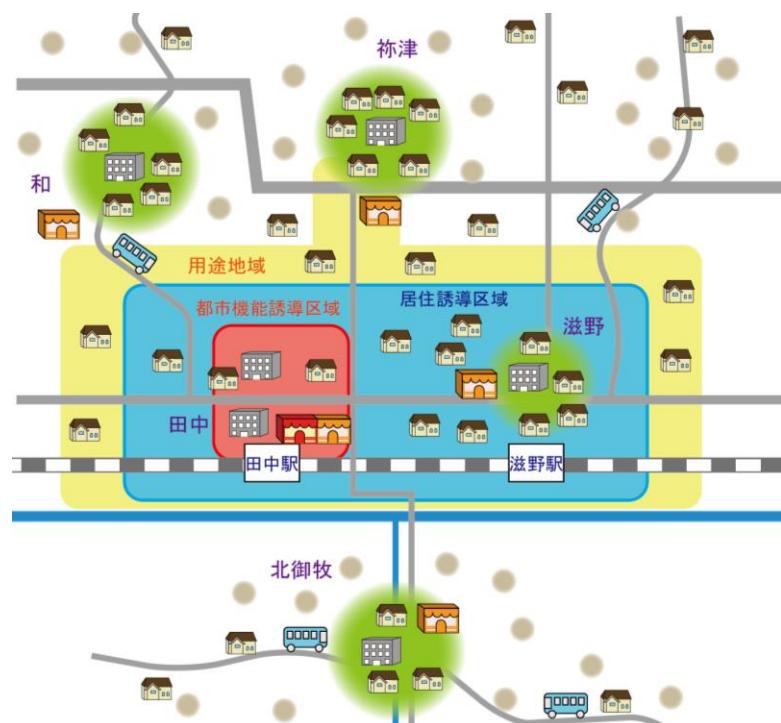
立地適正化においては、中心拠点※や地域拠点※を軸に居住を集積し、拠点周辺の人口密度を維持します。また、道路整備や公共交通の利便性向上を通して、拠点間を相互に結びつけるとともに、広域での連携も図りながら、拠点連携型※の都市構造を目指します。

②居住誘導の方針

公共交通の利便性が高く、生活サービスが集積する区域への居住を促し、人口密度の維持と効率的な都市運営を図ります。

③都市機能誘導の方針

医療、福祉、商業、教育などの都市機能を中心拠点や地域拠点に集積し、市民が安心して暮らせる生活圏を形成します。



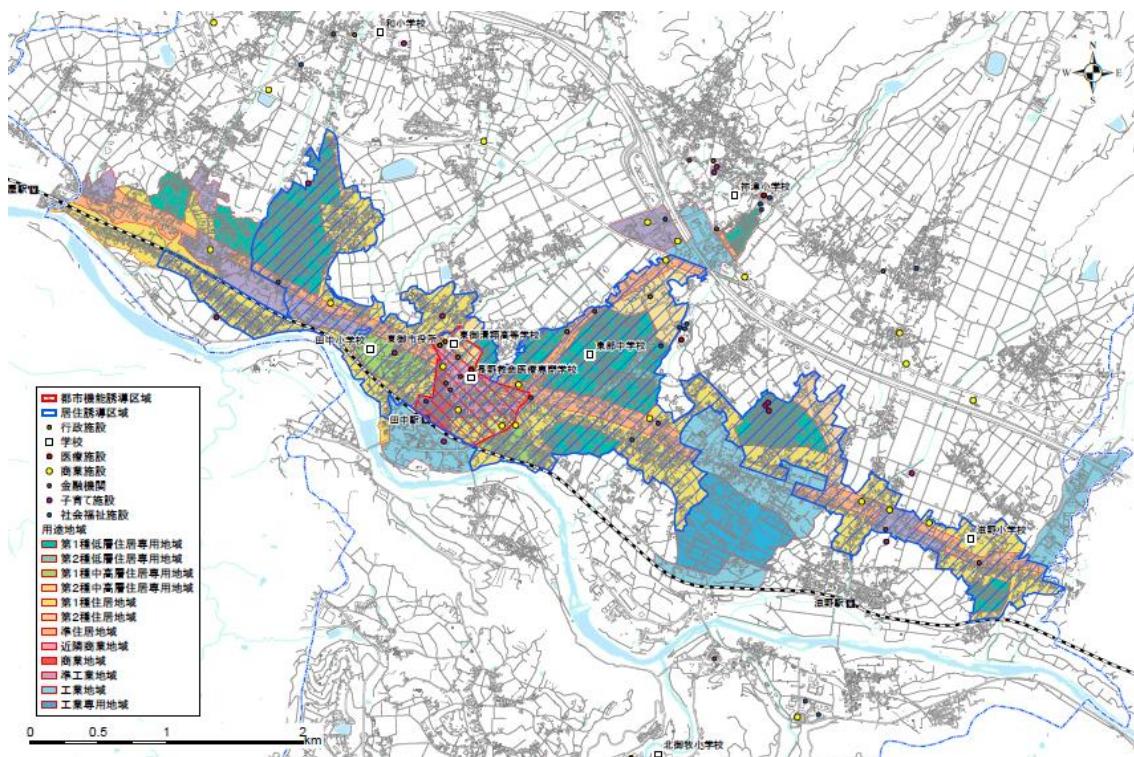
(4) 誘導区域設定

①居住誘導区域※（図中青線）

用途地域を基本として、災害リスク、アクセス性、用途を考慮し設定します。

②都市機能誘導区域※（図中赤線）

居住誘導区域内において、都市機能施設及び人口の集積状況、アクセス性を考慮し設定します。



※居住や都市機能を全て誘導区域内に集積するものではありません。各地域での暮らしを守りながら、緩やかな誘導を目指します。

(5) 誘導目標

居住誘導及び都市機能誘導の目標を以下のとおり設定します。目標値の達成状況は、5年ごとに検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

目標指標	令和2年 (基準値)	令和18年 (中間値)	令和28年 (目標値)
居住誘導区域内の人口密度	23.5 人/ha	22.0 人/ha	22.0 人/ha
居住誘導区域内の人口割合	36.2%	37.0%	38.0%
都市機能誘導区域内の誘導施設数	10 施設	10 施設以上	10 施設以上

4 今後のスケジュール

時期	内容等
12月3日	市議会全員協議会（素案について）
12月10日～1月8日	パブリックコメント
2月中	策定検討委員会
3月中	都市計画審議会（答申）・策定

- 參 考 資 料 -

●用語の説明

用語	説明
◆生活支援機能	住民が健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠な機能の総称 病院、診療所、福祉施設、スーパー、保育園、幼稚園、学校、図書館、公民館、金融機関など
◆将来都市構造	まち全体の特徴や骨格を概念的に表して、目指すべき将来の都市の姿をわかりやすく描くものであり、「ゾーン」、「拠点」、「軸」の3要素で構成するもの。
◆ゾーン	自然地形や土地利用形態の特性に基づく地域のまとまりを「面」で概念的に表すもの。
◆拠点	特徴的な都市機能等の集積地や、将来のまちづくりの核となる地区を「点」で概念的に表すもの。
◆軸	人の移動や交流の流れの方向を「線」で概念的に表すもの。
◆全体構想	将来都市像の実現に向け、目標達成に向けた取組方針に対し、まちづくりにおける分野ごとに方針を示すもの。
◆地区別構想	全体構想を具体化するとともに、実現に向けた方策として、地域（地区）の特性を踏まえた計画を策定し、まちづくりを推進するもの。
◆中心拠点	商業、行政、医療などの機能が集積し、多くの人が集まる一帯 本市においては市役所、中央公民館、東御清翔高校、田中駅などの周辺
◆地域拠点	地域住民が交流したり、行政サービスや生活サービスが集積している場所 本市においては、滋野地区、和地区、祢津地区、北御牧地区の小学校や公民館周辺
◆拠点連携型	中心部だけでなく複数の地域に拠点を設け、それらを公共交通などでつなぎ、まち全体の持続可能性を高めること。
◆居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域。
◆都市機能誘導区域	医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点等に維持・誘導することにより、これらの各種サービスを持続的に提供する区域。

地区整備の方針(田中地区)

分野別整備方針

分野	分野別整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・田中駅周辺において、空き店舗の有効活用等による魅力向上を図るとともに、ウォーカブルなまちづくり（歩いて楽しいまちなか空間の形成）の推進により、賑わいの創出を目指します。 ・田中保育園や田中小学校周辺の土地利用方針について検討します。 ・空き家については、地域コミュニティの拠点としての活用を検討します。また、海野宿においても空き家対策を推進します。 ・宅地化にあたっては、既存集落のまとまりを意識しながら、ミニ開発など無秩序な宅地化を抑制していきます。 ・市の基幹的な公共施設が立地しており、これらの機能維持に努めるとともに、東御市公共施設等総合管理計画における考え方を踏まえながら、施設の統廃合による機能の複合化についても検討し、市民生活の利便性向上を目指します。 ・羽毛田工業団地・上川原工業団地では、今後とも産業集積地としての機能の維持を図るものとし、周辺環境との調和に配慮します。 ・現行の用途地域において、土地利用の変化に伴い、境界が不明瞭なエリアが存在することから用途地域の見直しを検討し、住居系市街地の適切な配置及び誘導を推進します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・しなの鉄道田中駅における交通結節機能の維持を図ります。 ・歩行者や自転車が安全に通行できる道路環境の整備に努めます。 ・住居系市街地の縁辺部においては、連続的に発生したミニ開発により、行き止まり道路などが見られることから、狭あい道路の改善等により生活利便性の向上を図ります。 ・公共交通については、移動目的に対応した利用促進を図り、移動しやすさの確保に努めます。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園・緑地の改修や、空地などの有効活用により、子どもからお年寄りまでが憩うことができる身近な公園や緑地等の整備を図ります。 ・公共施設や街路樹の適正な管理を推進します。
都市環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化遺産である海野宿や、田中常田街路沿道地区については、景観育成住民協定が締結されています。いずれも良好な景観を持つ地域であることから、地域や市民との協働により良好な景観の維持を図ります。 ・求女川等の一級河川における河川整備（草刈、雑木伐採）の推進により、流路の確保を推進します。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・千曲川沿岸部で浸水想定区域が指定されていることから、ハザードマップの周知徹底を図るとともに、定期的な避難訓練の実施等により、地域防災力の向上を目指します。 ・長野県流域治水推進計画に基づいた治水対策の推進に協力し、地域の防災安全性の向上を図ります。

地区整備の方針(滋野地区)

分野別整備方針

分野	分野別整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 滋野小学校周辺はコミュニティセンターなど、主要な施設が集積し、地区の生活拠点となっていることから、今後とも機能の維持に努めます。 住宅地及び集落地において、UIJターンの受け皿として空き家の利活用推進等により、居住を促進します。 宅地化にあたっては、既存集落のまとまりを意識しながら、ミニ開発など無秩序な宅地化を抑制していきます。 地域計画（地域農業基盤強化促進計画）を踏まえた優良農地の保全及び遊休農地の活用を図ります。 道の駅「雷電くるみの里」を核として、地元産品（ぶどう、くるみ等）を活用した六次産業化と観光化を促進します。 羽毛田工業団地と大石沢工業団地は、ともに「産業・業務拠点」に位置付けられています。今後とも産業集積地としての機能の維持を図るとともに、企業の立地需要に対応していくためにエリア周辺部を含めて基盤整備を推進します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> しなの鉄道滋野駅は地区の暮らしを支える交通結節点となっています。駅周辺では駐輪場やパークアンドライド駐車場、送迎スペース確保等の機能充実を図ります。 地区内の道路は幅員が狭く危険な箇所も見られることから、通学路を中心に市道拡幅等による安全性確保に努めます。 公共交通については、移動目的に対応した利用促進を図り、移動しやすさの確保に努めます。 羽毛田バイパス構想を推進します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公園・緑地の改修や、空地などの有効活用により、子どもからお年寄りまでが憩うことができる身近な公園や緑地等の整備を図ります。
都市環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> 森林地域は、生態系や水源かん養等、森林の持つ重要な役割に配慮しながら、適正維持・管理に努めます。 国の史跡に指定されている「成立（いんだて）石器時代住居跡」や「力士雷電生家」等の歴史、文化資源の保全・活用を図るとともに、周辺の田園景観の維持に努めます。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> しなの鉄道より南側は3m以上の浸水が想定されています。また、広範囲に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が指定されており、千曲川沿岸の段丘地に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定もみられます。そのため、ハザードマップと併せて、過去の災害履歴についても地区内で共有を図るとともに、定期的な避難訓練の実施等により、地域防災力の向上を目指します。 長野県流域治水推進計画に基づいた治水対策の推進に協力し、地域の防災安全性の向上を図ります。

地区整備の方針(祢津地区)

分野別整備方針

分野	分野別整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・インター流通団地は「複合拠点」と位置付けられており、市民生活において重要なエリアとなっていることから、機能の維持や利便性向上を図ります。 ・御堂地区は「交流拠点」と位置付けられており、食や農を中心とした交流が生まれるエリアとして更なる魅力づくりに努めます。また、祢津横堰地区における宿泊交流拠点施設の整備の実現を目指します。 ・祢津小学校周辺は公民館や保育園など、主要な施設が集積し、地区の生活拠点となっていることから、今後とも機能の維持に努めます。 ・集落内の空き家については、UIJ ターンの受け皿として有効活用を検討します。また、移住者にやさしい環境づくりに努めます。 ・宅地化にあたっては、既存集落のまとまりを意識しながら、ミニ開発など無秩序な宅地化を抑制していきます。また、インターチェンジ周辺や既存集落地周辺において、定住促進のための住宅地整備を検討します。 ・一部に荒廃農地も見られることから、地域計画（地域農業基盤強化促進計画）とも整合を図り、農地の適切な保全・活用を目指します。 ・東御中央公園の東側には東御市民病院等の医療・福祉機能が集積しています。今後は、用途地域への編入及び都市機能誘導区域への編入を検討し、機能の維持・向上を目指します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・祢津湯の丸バイパスの整備促進により、東部湯の丸 IC～御堂地域～横堰地区～湯の丸高原への回遊性を向上させ、観光・交流の活性化を目指します。 ・通学路における街灯などの環境整備により安全性の確保に努めます。 ・公共交通については、移動目的に対応した利用促進を図り、移動しやすさの確保に努めます。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・東御中央公園は「交流拠点」と位置付けられており、市内外から多くの方が訪れる施設となっています。今後とも、東御市公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理に努めます。 ・せせらぎ公園はうるおいと安らぎを与える親水空間として利活用を図ります。
都市環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・湯の丸高原は「交流拠点」として位置づけられており、自然環境を生かした四季折々のアクティビティや「湯の丸高原スポーツ交流施設」などの観光・スポーツ・レクリエーションの場として機能の維持を図ります。 ・森林地域は、生態系や水源かん養等、森林の持つ重要な役割に配慮しながら、適正維持・管理に努めます。 ・日本最古の廻り舞台をもつ歌舞伎舞台や「百体觀音」など、県や市指定の文化財が多く存在していることから、これら歴史資源や伝統文化を次世代に継承していくための取組みを推進します。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢川の流域では、3 m前後の浸水が想定されており、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が扇状に分布し、一部では土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）も分布しています。そのため、ハザードマップと併せて、過去の災害履歴についても地区内共有を図りながら、防災意識の啓発に努めます。 ・消防団の担い手確保や定期的な避難訓練の実施等により、地域防災力の向上を目指します。

地区整備の方針(和地区)

分野別整備方針

分野	分野別整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・和小学校周辺はコミュニティセンターや保育園など、主要な施設が集積し、地区の生活拠点となっていることから、今後とも機能の維持に努めます。 ・用途地域の外周部等においてミニ開発による宅地化が見られますが、既存集落内を基本として住宅地としてのまとまりに配慮し、無秩序な宅地化抑制に努めます。 ・集落内の空き家については、UIJターンの受け皿として有効活用を図ります。 ・中山間地における農地については一部に荒廃農地も見られることから、地域計画（地域農業基盤強化促進計画）とも整合を図りながら、適切な保全・活用を目指します。 ・「アグリビレッジ・とうみ湯楽里館」は自然と共生する観光資源であり、観光農園や食文化との連携を図りながら交流空間としての機能維持・向上を図ります。 ・上田市境の西深井周辺は、国道18号バイパスや上信自動車道、上田諏訪連絡道路など、地域高規格道路の整備計画や整備構想があり、これら道路の整備の効果を活かしていくための効率的な土地利用を検討していきます。 ・現行の用途地域において、土地利用の変化に伴い、境界が不明瞭なエリアが存在することから、用途地域の見直しを行い、住居系市街地の適切な配置及び誘導を推進します。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・計画されている地域高規格道路の整備促進にあたっては、通過交通の集落内への流入を抑制するためのアクセス道路についても検討します。 ・地区内の道路は幅員が狭く危険な箇所も見られることから、通学路を中心に市道拡幅等による安全性確保に努めます。 ・公共交通については、移動目的に対応した利用促進を図り、移動しやすさの確保に努めます。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・児玉山周辺は子ども達が自然と触れ合う貴重な場所であり、現在は地元住民が主体となって維持管理が進められています。今後は、関係機関との連携により施設の適正な維持管理や継続的な管理運営体制の構築を目指します。
都市環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・金原川や成沢川等の一級河川における河川護岸整備等の推進により、流路の確保を推進します。 ・地域高規格道路の促進にあたっては、地区固有の景観保全への配慮に努めます。 ・国の指定文化財である「春原家住宅」や「児玉家住宅」などの歴史資源の保全・活用に努めます。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の中小河川上流部では、小規模な土砂崩れがみられる箇所があるなど、災害リスクが高い箇所が点在しています。ハザードマップと併せて、過去の災害履歴についても地区内共有を図りながら、防災意識の啓発に努めます。 ・消防団の担い手確保や定期的な避難訓練の実施等により、地域防災力の向上を目指します。

地区整備の方針(北御牧地区)

分野別整備方針

分野	分野別整備方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・北御牧公民館周辺には、地区の暮らしを支える主要な施設が集積し、地区的な生活拠点となっていることから、今後とも機能の維持に努めます。 ・ケアポートみまき周辺は、温泉を活用した保健・医療・福祉の拠点として、機能の維持を図ります。 ・移住者の受け皿としては、既存集落内や幹線道路沿道など、一定程度の生活基盤が整ったエリアに集約化を図るなど、地区的な持続可能性やコミュニティ維持に配慮した土地利用を推進します。 ・羽毛山工業団地は、「産業・業務拠点」に位置付けられており、今後とも職住近接の雇用の場としての機能の維持に努めます。また、雇用の受け皿として新たな工業地の確保を目指します。 ・県の農業試験地の跡地に、「とうみワインラボ」を整備し、ワイン用ぶどうについての研究や農福連携の取組を進め、地域振興を図ります。
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年東日本台風の際、東御市街地に通じる橋梁が通行不能となった経緯を踏まえ、非常時における橋梁の機能確保に向けた整備を推進します。併せて、関係機関との連携のもと、(仮称)千曲川左岸道路整備も視野に入れながら、地区が孤立しないための対策について検討します。 ・安全で快適な歩行者空間を確保するため、生活道路の整備を計画的に進めます。 ・公共交通については、移動目的に対応した利用促進を図り、移動しやすさの確保に努めます。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術むら公園は「交流拠点」と位置付けられており、市内外から多くの方が訪れる施設となっています。今後とも、適切な維持管理に努めるとともに、文化・芸術活動や観光の拠点としての機能を高め、交流人口の拡大につなげます。 ・子どもからお年寄りまでが憩える身近な公園や緑地等の整備を図ります。 ・御牧原台地や八重原台地の縁辺部の斜面林は、適正な森林整備により保全に努めます。
都市環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・八重原・御牧原台地からの山並みや田園景観、八重原用水、野馬除跡（のまよけあと）など歴史を感じさせる景観は地域における豊かな暮らしを創出する重要な環境資源であることから、今後とも維持保全を図ります。 ・鹿曲川・番屋川等の河川水質の保全を図るとともに、河川沿いにおける緑化の推進等による快適な水と緑の空間づくりを推進します。 ・自然生態系の保全・再生に向けて、水田環境の保全など自然豊かな農村環境の保全活動の展開により、自然環境との共生に配慮します。 ・市道浦久保山崎線沿道において、良好な沿道景観の維持に努めます。
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・千曲川、鹿曲川流域では3mを超える浸水が想定されており、北御牧小学校周辺においても浸水リスクが高くなっています。また、台地部の縁では土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）も存在します。ハザードマップと併せて、過去の災害履歴についても地区内共有を図りながら、防災意識の啓発に努めます。 ・消防団員の確保や避難訓練の実施等により、地域防災力の向上を目指します。

●居住誘導区域設定における除外範囲

①土砂災害リスクにより除外する範囲

土砂災害リスクをみると、一部に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定があり居住誘導区域から除外します。また土砂災害警戒区域（イエローゾーン）については、今後も防災・減災対策を講じつつ、誘導区域に設定します。



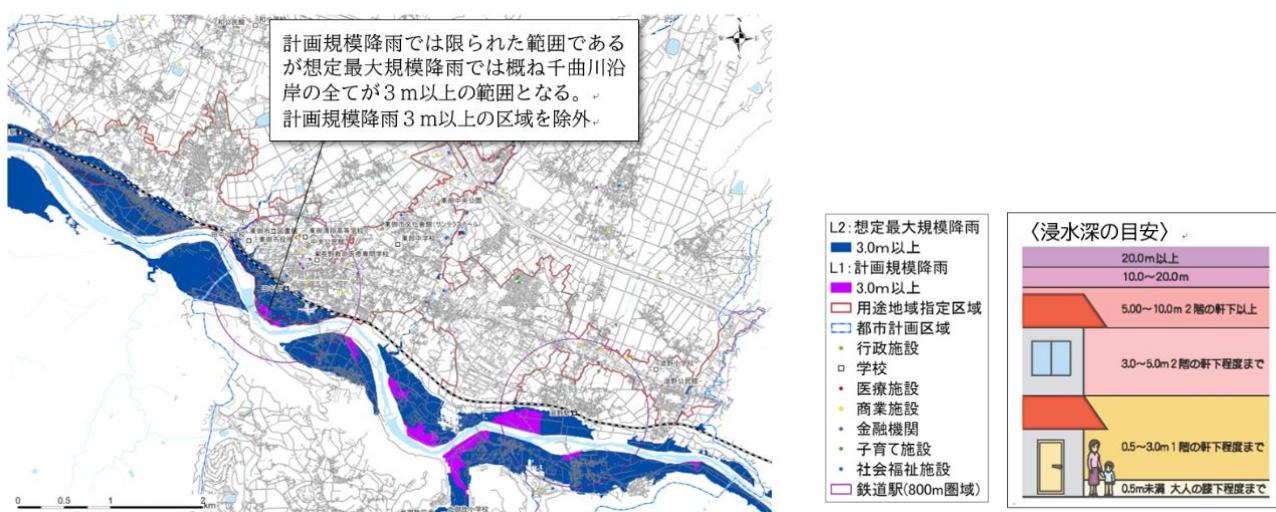
②水害リスクにより除外する範囲

浸水想定区域をみると、しなの鉄道より南側の千曲川沿いは浸水リスクがあります。

当市は令和元年東日本台風において、計画規模降雨（L1:100年に1度の降雨）と同規模の雨量を経験し、その際に浸水被害が発生しました。このため、計画規模降雨において3.0m以上の浸水想定箇所は誘導区域から除外します。

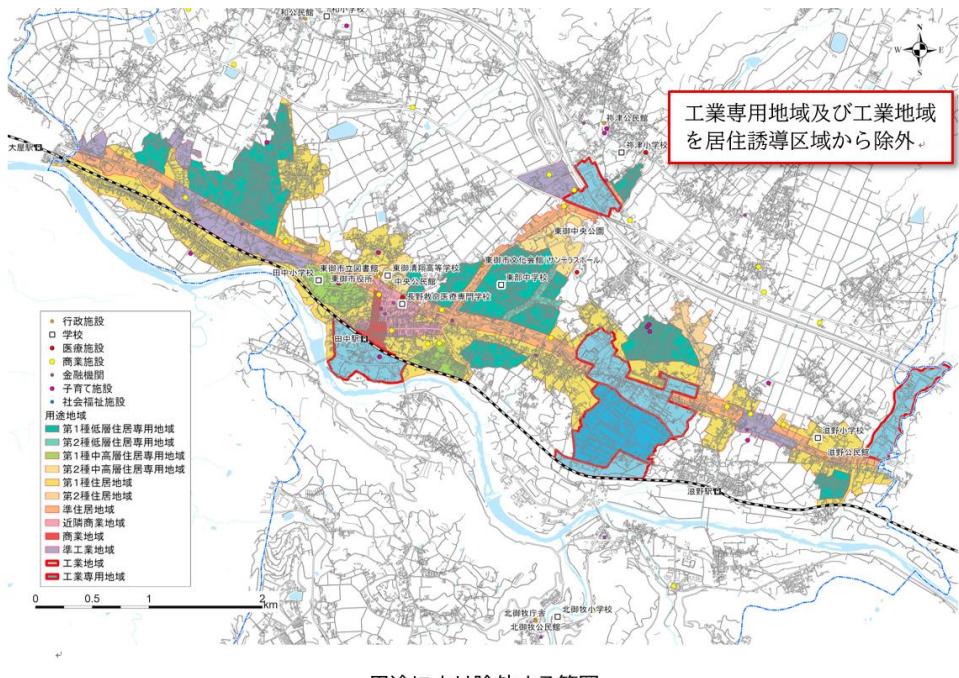
なお、想定最大規模降雨（L2:1000年に1度の降雨※1）については、国や県と連携した流域治水対策や、地域住民と連携したソフト対策など防災・減災対策を講じながら誘導区域を設定します。

※1 1000年ごとに一度起こる周期的な雨ではなく、毎年の発生確率が1/1000（0.1%）以下である降雨



③用途により除外する範囲

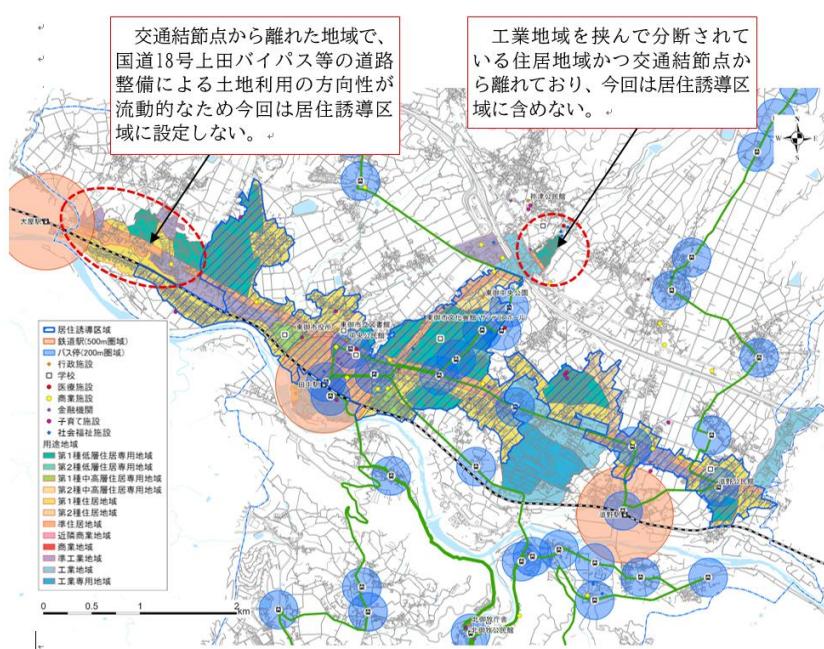
用途地域のうち、工業専用地域は居住誘導区域から除外します。さらに工業地域についても、主として工業の利便を増進するための地域であることから、住宅が立地している箇所もみられます、産業・業務機能の受皿として居住誘導区域から除外します。



④その他の理由により除外する範囲

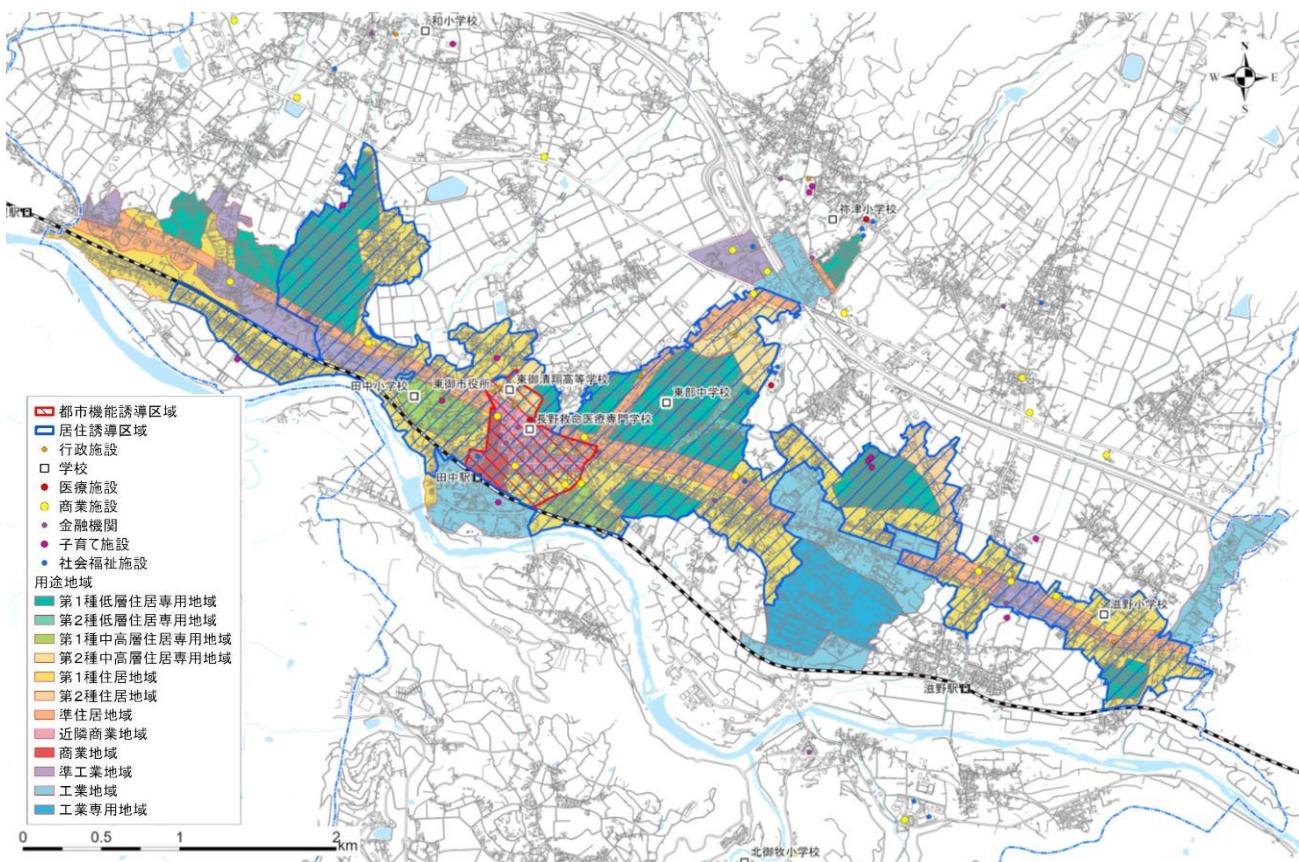
居住誘導区域は用途地域のうち、住居系の用途地域を対象としますが、交通結節点（鉄道駅やバス停）から離れた箇所は除きます。

さらに、国道18号上田バイパスの計画地周辺は、沿道の土地利用が流動的なため、今後の道路整備を見定めながら誘導区域への検討を行うものとして今回の策定では除外します。



●居住誘導区域の設定

災害リスク等の除外範囲を除き、居住誘導区域を下図のとおり設定します。



(注) 土砂災害特別警戒区域を除く
居住誘導区域

居住誘導区域内の面積、人口、人口密度は下表のとおりです。人口密度は、令和2年（2020年）には23.52人/haでしたが、令和22年（2040年）には21.21人/haに減少すると推計されています。

居住誘導区域の面積と人口・人口密度

		令和2年 (2020年) 実績値	令和12年 (2030年) 推計値	令和22年 (2040年) 推計値
面積 (ha)	用途地域	684.0	684.0	684.0
	居住誘導区域	464.0 (67.8%)	464.0 (67.8%)	464.0 (67.8%)
人口 (人)	用途地域	12,863	12,380	11,662
	居住誘導区域	10,912	10,466	9,842
人口密度 (人/ha)	用途地域	18.81	18.10	17.05
	居住誘導区域	23.52	22.56	21.21

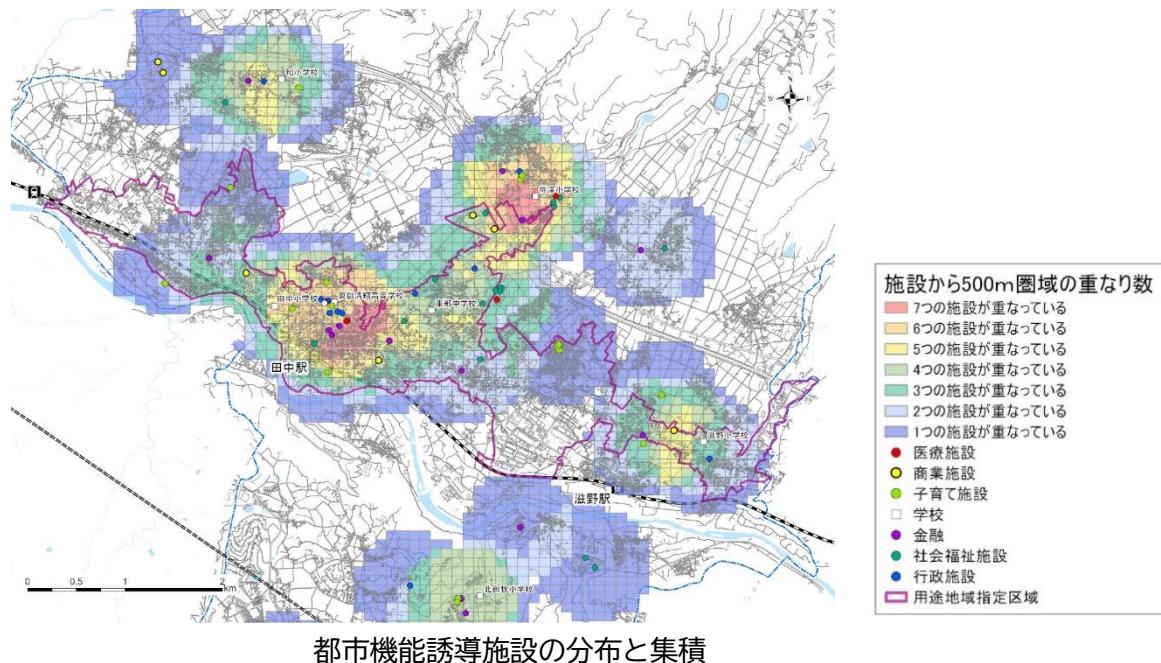
参考：令和2年（2020年）の人口は国勢調査（総務省統計局）、令和12年（2030年）・令和22年（2040年）の人口は「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」（国立社会保障・人口問題研究所）を採用しメッシュ別人口よりGISにて計測した。

●都市機能誘導区域候補地の検討

①都市機能誘導施設の分布と集積

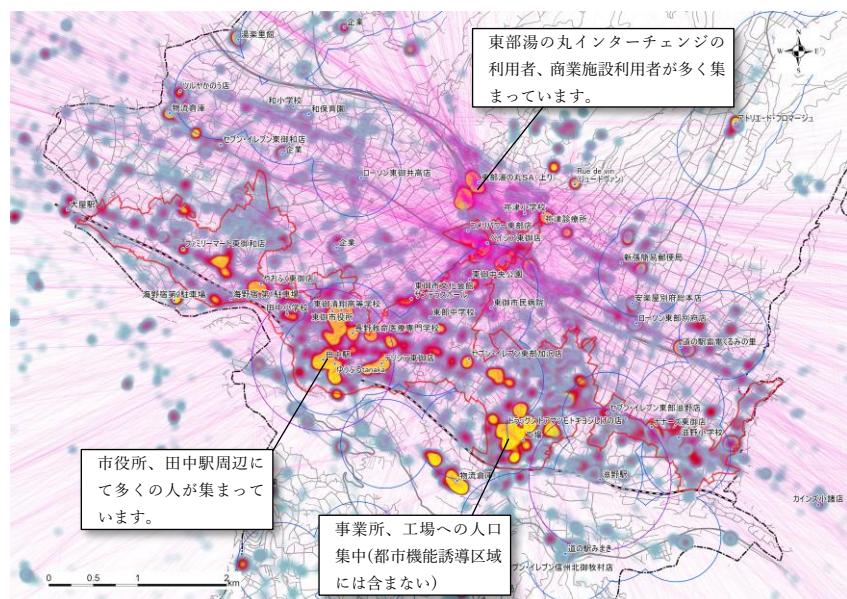
医療施設や子育て支援施設等の都市機能施設の分布と各施設からそれぞれ500m圏域を重ねてみると、市役所周辺や祢津小学校周辺において施設が集積しています。

特に市役所周辺は用途地域内で田中駅にも近く、行政機能、医療施設、子育て支援施設など市民の多くが利用する施設が集積しています。



②都市機能誘導施設とその周辺の人流と人口集積

人流データをもとに人流及び市民の人口集積をみると、田中駅周辺や商業店舗、病院等の施設に多く人が集まっており、一定の需要があることが確認できます。



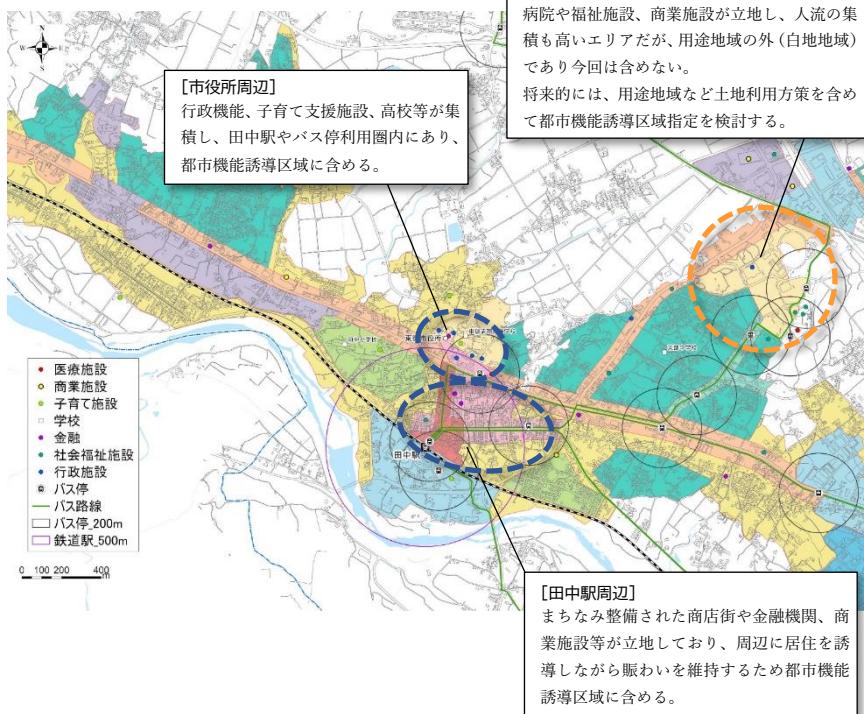
資料：ポイント型流動人口データ（Agoop）を再編して加工

都市機能誘導施設とその周辺の人流と人口集積

●都市機能誘導区域候補地の選定

先に整理した条件を重ねて都市機能誘導区域の候補地を選定します。

都市機能誘導区域は、主に商業や業務、近隣住民の生活を支える業務の利便性を高める地域である、商業地域及び近隣商業地域を基本として、鉄道駅・バス停からの徒歩利用圏域の重なりなどを考慮しながら範囲を選定します。



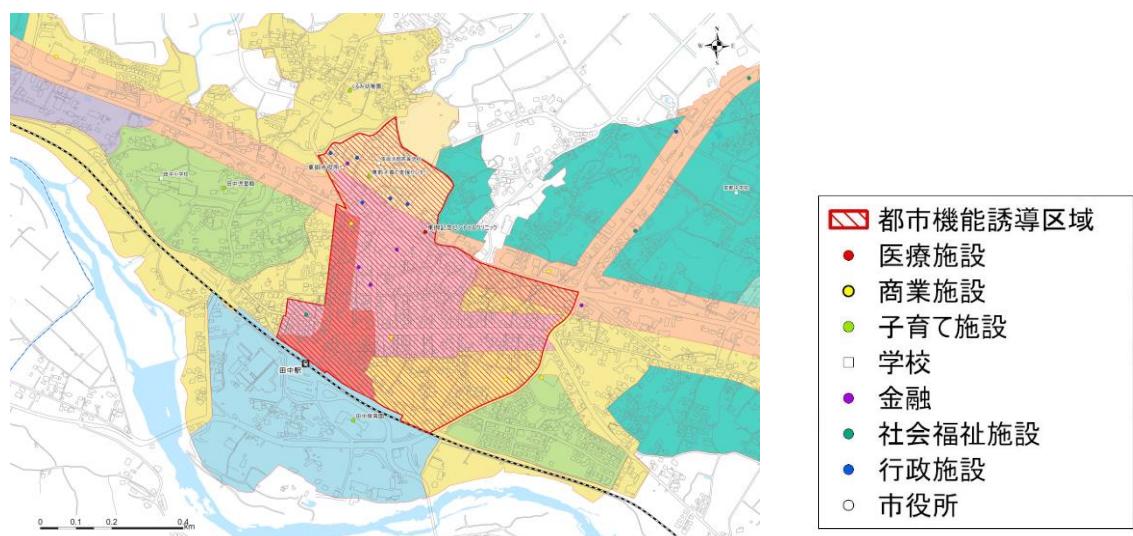
都市機能誘導区域の検討

●都市機能誘導区域の設定

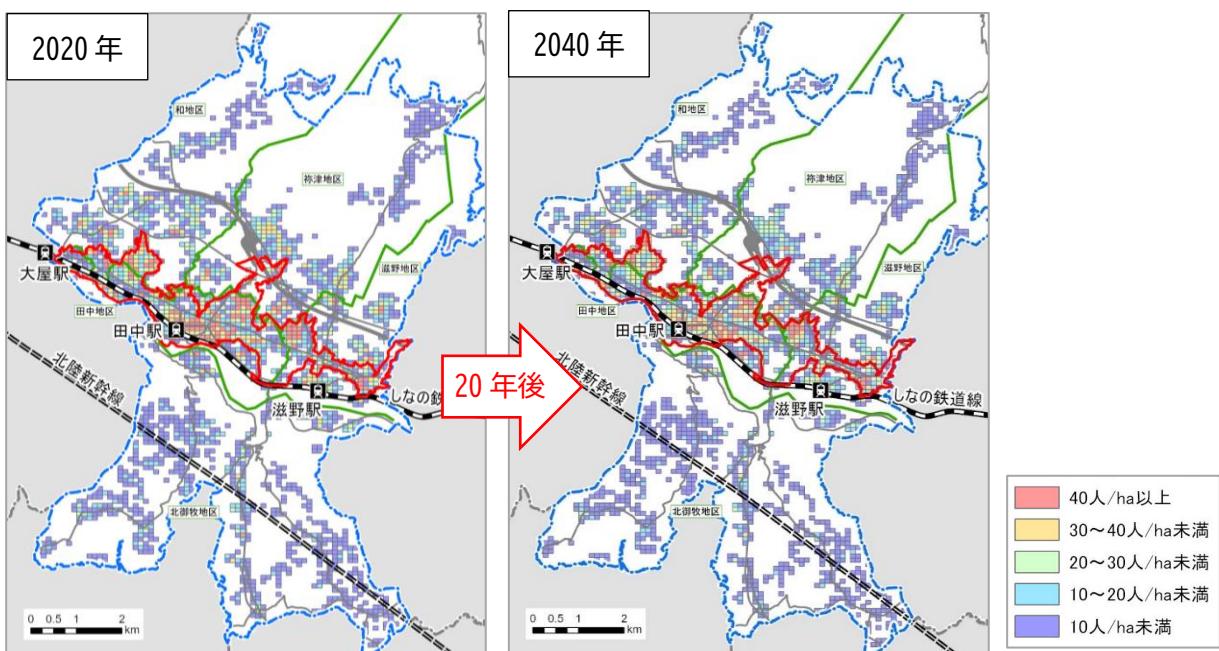
都市機能施設の集積や利用状況、交通結節点からの利便性等を考慮して都市機能誘導区域を次のように設定します。

用途地域と都市機能誘導区域の面積、占める割合

用途地域 (ha)	都市機能誘導区域案 (ha)	都市機能誘導区域の占 める割合(%)
684.0	36.7	5.4



●メッシュ別人口の比較（2020年／2040年）



●居住誘導区域内の人口割合

（参考）居住誘導区域内の目標設定について

東御市人口ビジョン（第3版）による将来展望人口をベースに、誘導施策を講じながら緩やかに居住誘導区域内へ誘導していくことを目標として、人口密度及び誘導区域内の人口割合を目標指標に設定します。

また、中間値、目標値はそれぞれ直近の国勢調査による人口を採用します。

	平成22年 (2010年) 実績値	平成27年 (2015年) 実績値	令和2年 (2020年) 実績値	令和17年 (2035年) 推計値	令和27年 (2045年) 推計値
居住誘導区域面積(ha)	464	464	464	464	464
総人口(人)	30,696	30,107	30,122	27,601	27,188
居住誘導区域人口(人)	11,158	10,775	10,912	10,212	10,331
居住誘導区域人口割合 (%)	36.4%	35.8%	36.2%	↑ 37.0%	38.0%
居住誘導区域外人口(人)	19,538	19,332	19,210	17,389	16,857
居住誘導区域外人口割合 (%)	63.6%	64.2%	63.8%	63.0%	62.0%
人口密度 (人/ha)	24.05	23.22	23.52	↓ 22.01	22.27

参考：総人口のうち平成22年（2010年）から令和2年（2020年）は国勢調査、
令和17年（2035年）、令和27年（2045年）は人口ビジョン推計値。
居住誘導区域人口はGISによる計測値。

検討年度 区域人口割合：誘導区域人口÷総人口 区域人口密度：誘導区域人口÷誘導区域面積

令和2年 区域人口割合： $10,912 \text{ 人} \div 30,122 \text{ 人} = 36.2\%$ 区域人口密度： $10,912 \text{ 人} \div 464 \text{ ha} = 23.5 \text{ 人/ha}$

令和17年 区域人口割合： $10,212 \text{ 人} \div 27,601 \text{ 人} = 37.0\%$ 区域人口密度： $10,212 \text{ 人} \div 464 \text{ ha} = 22.0 \text{ 人/ha}$

誘導区域内、総人口ともに減少するため、人口密度は低下するが、誘導施策等を通じ、区域内の人口割合は高めることを目標としています。

例示）ある区域の人口を1,600人とし、その区域の面積（農地等も含む）が68haである場合の人口密度は
 $1,600 \text{ 人} \div 68 \text{ ha} = 23.5 \text{ 人/ha}$ となります。

●誘導施設の設定

都市機能誘導施設について次のように設定します。

また、都市機能誘導区域の中で誘導・維持すべき施設（表中■の施設）については、都市再生特別措置法に基づく届出対象の誘導施設として位置づけて誘導・維持に努めます。

誘導施設の設定

都市機能	都市機能施設	居住誘導区域		地域拠点 居住誘導区域外
		都市機能 誘導区域	都市機能 誘導区域外	
行政機能	市役所	■	—	—
	公民館	●	●	●
医療機能	病院	■	—	—
	診療所	●	●	●
商業機能	スーパーマーケット	●	●	●
	ドラッグストア	●	●	●
	コンビニエンスストア	●	●	●
金融機能	銀行	■	●	—
	郵便局	■	●	●
	信用金庫	■	●	—
	農業協同組合	■	●	●
	コンビニエンスストア ATM	●	●	●
社会福祉機能	社会福祉施設(通所)	●	●	●
	総合福祉センター	■	—	—
子育て支援機能	子育て支援センター	■	●	●
	保育園	●	●	●
	幼稚園（認定こども園）	●	●	●
	児童館・児童クラブ	●	●	●
教育・文化機能	小学校	●	●	●
	中学校	●	●	●
	高等学校	■	—	●
	専門学校	■	—	—
	図書館	■	—	—
	文化会館	■	—	—

■ : 拠点集積型都市機能施設（届出対象施設）

● : 日常生活型都市機能施設

●都市機能誘導の目標

都市機能誘導区域を定めた、田中駅・市役所周辺の賑わいを創出し、魅力あるまちなか居住の実現を目指します。その効果を確認する指標として以下のとおり設定します。

目標指標

目標指標	基準値 令和 2 年 (2020 年)	中間値 令和 18 年 (2036 年)	目標値 令和 28 年 (2046 年)
都市機能誘導区域内の誘導施設数	10 施設	10 施設以上	10 施設以上

■都市機能誘導区域内の誘導施設数 (R7 現在)

No	施設名	都市機能
1	東御市役所	行政機能
2	中央公民館	行政機能
3	東御記念セントラルクリニック	病院
4	東部子育て支援センター	子育て支援機能
5	八十二銀行田中支店	金融機関
6	東御郵便局	金融機関
7	J A 信州うえだ東御支所	金融機関
8	東御清翔高等学校	教育・文化機能
9	東御市立図書館	教育・文化機能
10	長野救命医療専門学校	教育・文化機能

●届出の対象となる行為

(1) 居住誘導区域外における行為の届出

(都市再生特別措置法第 88 条関係)

居住誘導区域外における住宅開発の動向を把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為については、既存の建築確認申請や開発許可申請に加え、行為着手日の 30 日前までに市への届出が義務づけられます。

○開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000m²以上のもの
- ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為
(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)

①の例示

3戸の開発行為



②の例示

1,300m²
1戸の開発行為



800m²

2戸の開発行為



○建築等行為

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合
(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)
- ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例示

3戸の建築行為



1戸の建築行為

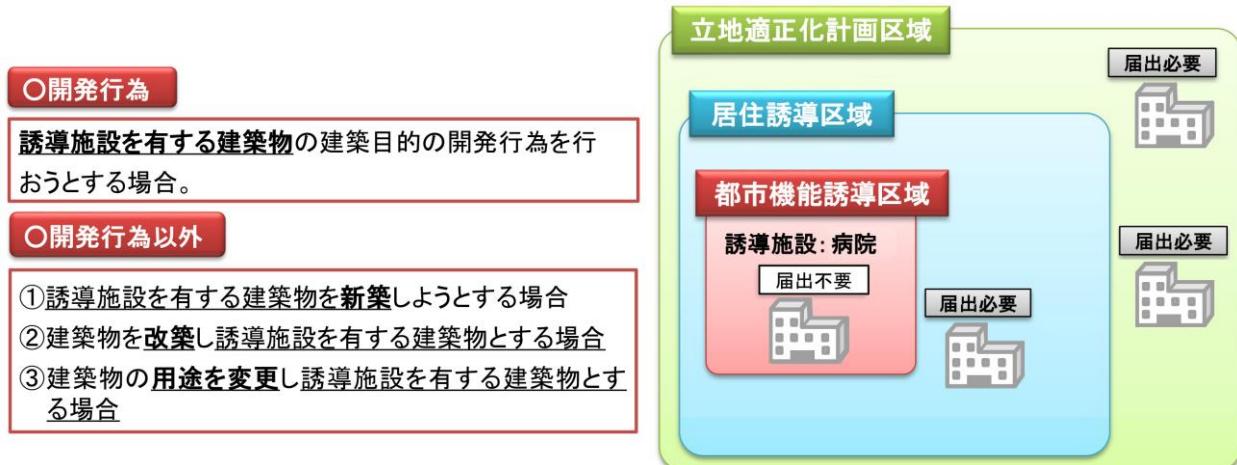


参考：平成27年6月1日時点版改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）

(2) 都市機能誘導区域外における行為の届出

(都市再生特別措置法第108条関係)

都市機能誘導区域外における都市機能誘導施設の整備の動向を把握するため、都市機能誘導施設を対象に次の行為を行おうとする場合は、既存の建築確認申請や開発許可申請に加え、行為着手日の30日前までに市への届出が義務づけられます。

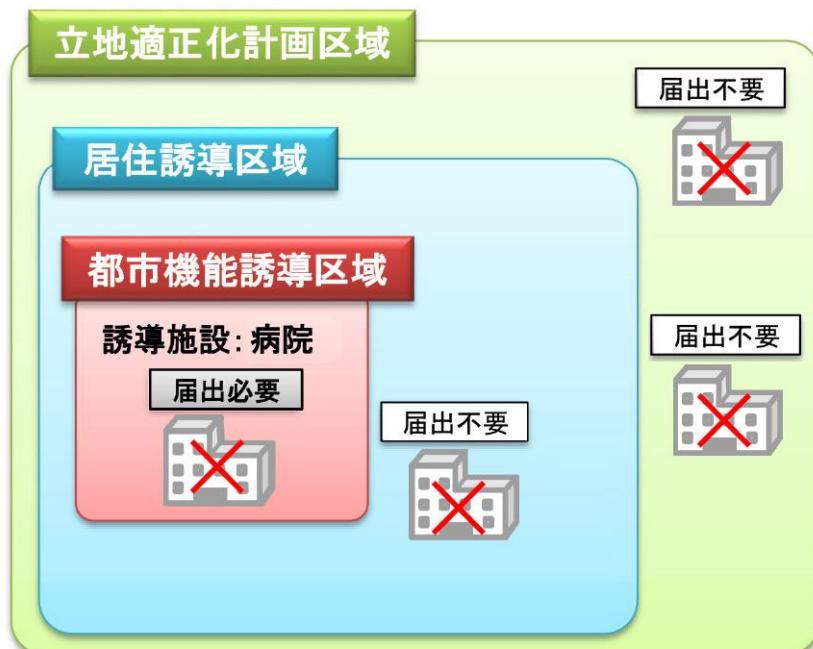


参考：平成27年6月1日時点版改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）から再編して加工

(3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出

(都市再生特別措置法第108条の2関係)

都市機能誘導区域内で、当該区域に設定されている誘導施設を休止又は廃止する場合は、行為着手日の30日前までに市への届出が義務づけられています。



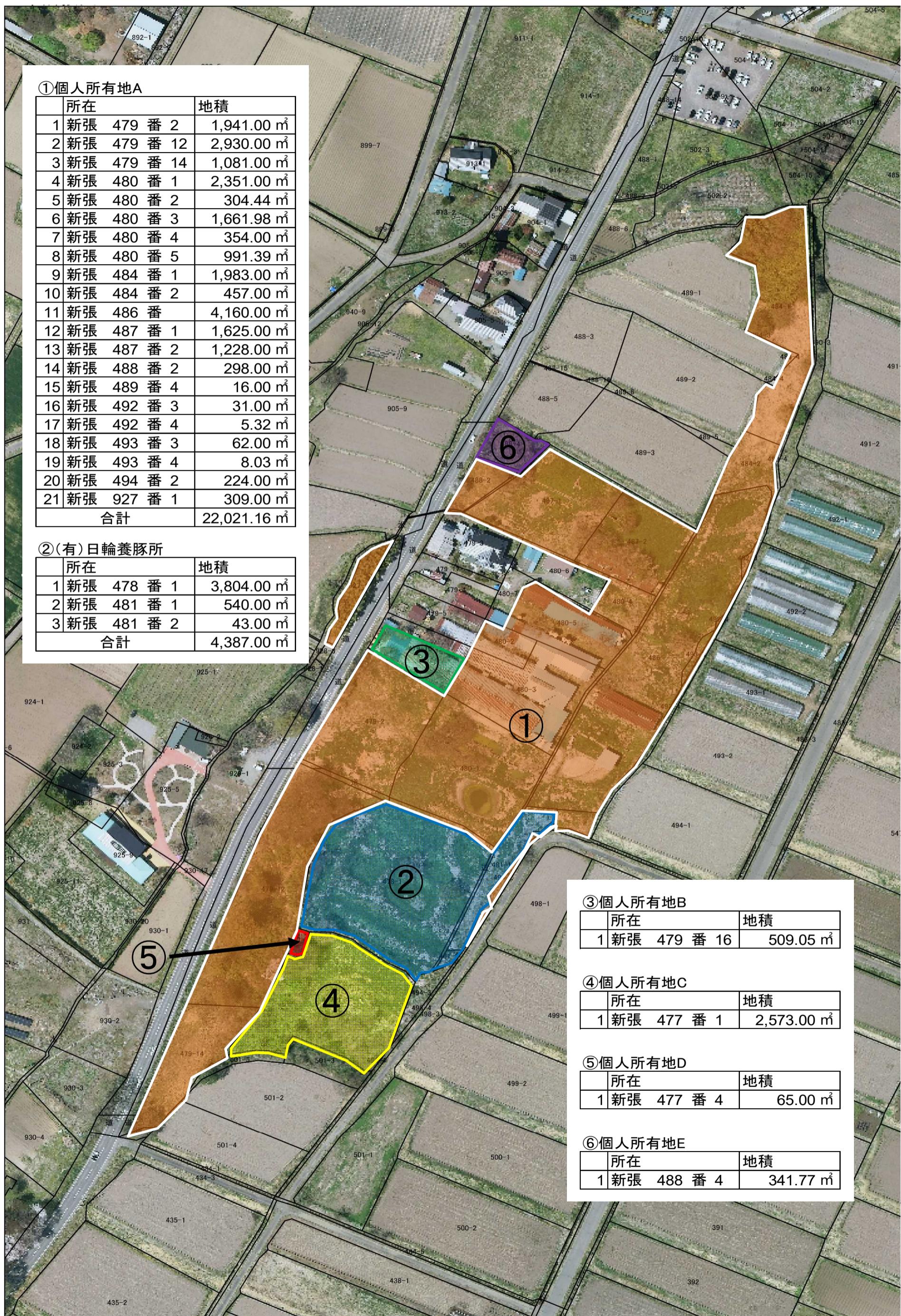
参考：平成27年6月1日時点版改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）から再編して加工

宿泊交流拠点施設の整備について

資料No.9

企画振興部企画振興課

1 事業用地の取得について(議案第80号関係)



2 事業の進捗状況について

現在

項目	10月			11月			12月			R8年1月			R8年2月			R8年3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
議 会									全協説明・財産取得上程								全協説明	
市民説明					新張区代議員会説明 (2回目)				新張区説明				必要に応じて実施					
事業用地取得				地権者合意交渉・仮契約締結				財産取得議案上程				地目変更・所有権移転・登記等手続き						
既存建物解体撤去工事												解体撤去工事						
用地測量				境界復元測量・分筆測量・高低測量														
土地（地質）調査							地質（ボーリング）調査											
DBO事業者選定					公募予告							公募・事業者選定・契約締結						
コンソーシアム (地域共創連携会議)				準備・設立				会議				会議			会議			
プロモーション事業 (PRイベント、ビッグデータ等による動態分析、観光資源・意識調査)				公募・事業者選定・契約締結							業者打合せ、事業実施、実績報告			★PRイベント				
ガイド等の育成事業							人材の発掘											
信州とうみ観光協会HP 多言語化事業					事業者選定・契約締結						業者打合せ、事業実施、実績報告							

総合計画に係る政策評価結果について

【政策に対する貢献度】			A: 想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく						B: 想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく						C: 想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う					
基本目標	政策	施策	成果指標およびKPI (単位)		令和6年度 上段:目標値 下段:実績値	令和7年度 上段:目標値 下段:実績値	令和8年度 上段:目標値 下段:実績値	令和9年度 上段:目標値 下段:実績値	令和10年度 上段:目標値 下段:実績値	単年度目標値に 対する達成率	施策ごとの課題及び対応策						政策に対する 貢献度	担当課		
I	1 豊かな自然と共生する循環型社会の推進	自然と多様な人々が共生するまち ～環境にやさしい暮らしおと、多様な人が認め合い・協力し合う地域を創る～	市内の温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)		68,584 64,119	74,839	81,387	87,934	94,482	93.5%							生活環境課			
			「協働のまちづくりの推進」についての市民の納得度の割合 (%)		— —	—	—	55	—	—							地域づくり支援課			
		①豊かな自然の継承・理解の推進	「まちをきれいにする月間」実施区数 (区)		67 66	67	67	67	67	98.5%	環境保全活動については、実績値のとおり「まちをきれいにする月間」において各区で取り組みが行われ、一定の実績があったが、新たな手や各区への理解を広める環境教育の推進については、より力を入れていく。						B	生活環境課		
			②ごみの適正処理と減量・資源化の推進		3,514 3,567	3,445	3,436	3,427	3,418	98.5%	可燃ごみの排出量は目標値及び前年より多くなっている。前年より排出量が多くなっている理由は、令和5年度の排出量が例年と比べ大きく下がっているためと考えられるが、全体としては、緩やかな減少傾向となっている。今後排出量が増加に転じぬよう、引き続きごみの発生抑制・減量・資源化を推進する必要がある。						B			
		2 地球温暖化対策の推進	③脱炭素社会の推進		1,466 1,473	1,509	1,544	1,579	1,614	100.5%	令和6年度から地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した補助事業を開始し、再生可能エネルギー導入において、一定の成果があったが、当初の見込みを上回る申請がなかったことから、工夫した広報に努める必要がある。						B	生活環境課		
			④人権尊重・男女共同参画の推進		74.0 85.9	75.0	76.0	77.0	78.0	116.1%	多岐にわたる人権課題に対して市民に継続して啓発していくことが課題であり必要である。 男女共同参画において、性別による固定的な役割分担意識を解消することが課題であり、引き続き市民の意識を醸成していく啓発が必要である。						B	人権同和政策課		
		3 多様性を認め合う地域づくりの推進	人権啓発学習会、人権セミナーなどに参加して、人権課題に対して理解の深まった参加者の割合 (%)		35.0 32.4	38.0	40.0	40.0	40.0	92.6%							B			
			市の審議会等の委員に占める女性委員の割合 (%)		5 5	7	9	10	10	100.0%	東御市国際友好協会を介し姉妹都市とのホームステイ事業等を通じて異文化交流や多文化共生の理解を継続し深めていく。（地域づくり支援課） 外国籍市民に対しては、適切な相談業務を行えているが、異文化交流や多文化共生は十分ではないため、東御市国際友好協会を介し、強化する必要がある。（生活環境課）						B	地域づくり支援課 生活環境課		
		4 協働による地域づくりの推進	⑤多文化共生の推進		5 5	7	9	10	10	100.0%	地域ビジョンの取組の継続的な支援が必要となるため、人的・財政的支援を継続する必要がある。 地域づくり懇談会が一方的な説明となっているので、対話重視の懇談会の検討を図る。						B	地域づくり支援課		
			⑥多様な主体の連携・協働による地域づくり活動の推進		17.4 18.0	長野県平均値以下	長野県平均値以下	長野県平均値以下	長野県平均値以下	96.7%	地域ビジョンに基づく活動が充実し、持続可能な活動となるよう検討を進める。						B			
II	1 安心して子どもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり	共に支え合い、健やかに暮らせるまち ～子どもから高齢者まで、健やかに自分らしく暮らし続けられるようにする～	「子育てしやすいまち」だと思う保護者の割合 (%)		78.4 81.4	80.1	81.7	83.4	85.0	103.8%							子ども家庭支援課			
			健康寿命 (歳)	男性	81.3 80.6	81.4	81.5	81.6	81.7	99.1%							健康推進課			
					85.6 84.4	85.7	85.8	85.9	86.0	98.6%										
			要介護・要支援認定率 (%)	女性	17.4 18.0	長野県平均値以下	長野県平均値以下	長野県平均値以下	長野県平均値以下	96.7%							福祉課			
					63.8 60.6	64.1	64.4	64.7	65.0	95.0%	子どもサポートセンター関係課が連携し、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援を実施している。（子ども家庭支援課） 核家族化が進み支援者が少ない家庭が増えており、専門職の伴走型支援と産後ケアなどの支援が必要である。（健康推進課）						B	健康推進課 子ども家庭支援課		
			⑧妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実		100	100	100	100	100	100.0%	令和6年度から開始した子育て支援センターでの一時預かり事業は、保護者のレスパイトや子育て相談のきっかけとなっている。（子ども家庭支援課）						B			
			⑨子育て・子育ちを共に支える地域づくりの推進		100					100.0%	保育士採用の応募者が減少傾向にあり、短時間勤務の会計年度任用職員の募集を行うなど、潜在保育士の掘り起こしに努める。						B	保育課		
			⑩より豊かな保育の実践		100															

総合計画に係る政策評価結果について

【政策に対する貢献度】			A: 想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく							B: 想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく							C: 想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う						
基本目標	政策	施策	成果指標およびKPI (単位)		令和6年度 上段:目標値 下段:実績値	令和7年度 上段:目標値 下段:実績値	令和8年度 上段:目標値 下段:実績値	令和9年度 上段:目標値 下段:実績値	令和10年度 上段:目標値 下段:実績値	単年度目標値に対する達成率	施策ごとの課題及び対応策						政策に対する貢献度	担当課					
II	2 自分らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる環境づくり	⑪生涯を通じた健康増進の推進	特定健診受診率 (%)		45.0	50.0	55.0	60.0	60.0	95.8%	年1回の健診受診や日々の身体活動の必要性を理解し、実践できるよう、「自らの健康は自らつくる」意識の醸成と市民が健康づくり活動を継続できるきっかけづくり、周知・啓発を更に進める必要がある。						B	健康推進課					
					43.1						年1回の健診受診や日々の身体活動の必要性を理解し、実践できるよう、「自らの健康は自らつくる」意識の醸成と市民が健康づくり活動を継続できるきっかけづくり、周知・啓発を更に進める必要がある。												
			乳幼児健診受診率 (%)		99.6	99.7	99.8	99.9	100.0	100.4%	年1回の健診受診や日々の身体活動の必要性を理解し、実践できるよう、「自らの健康は自らつくる」意識の醸成と市民が健康づくり活動を継続できるきっかけづくり、周知・啓発を更に進める必要がある。												
					100.0						年1回の健診受診や日々の身体活動の必要性を理解し、実践できるよう、「自らの健康は自らつくる」意識の醸成と市民が健康づくり活動を継続できるきっかけづくり、周知・啓発を更に進める必要がある。												
		⑫介護予防・高齢者の社会参加の推進	要介護3以上の在宅サービス利用率 (%)		64.5	64.5	65.0	65.0	65.5	91.5%	事業の実施により介護予防・高齢者の社会参加の推進を図ったが、要介護・要支援認定率は県平均(17.4%)を上回った。介護予防に向けた新たな取り組みにより、高齢者の社会参加・健康保持・増進を図り、要介護・要支援認定率の低下を目指す。						B	福祉課					
					59.0						生活支援サービスの充実及び医療・介護・福祉の連携強化が課題であったため、課題解決を図るための新たなサービス基盤づくりを行った。今後は効果的な運用に努める。												
		⑬地域包括ケアシステムの深化									市民病院については、人件費増や物価高騰により増額となった病院事業会計繰出金の抑制が課題である。なお、総合的かかりつけ医として、外来患者数、健診件数等を維持しつつ、救急車受入体制の強化により、上小医療圏の救急医療体制の維持に貢献した。(市民病院) 二次医療がひっ迫しないよう、初期救急医療体制を確保する。市民には救急医療の適切な利用について理解と協力を働きかける。(健康推進課)								B	市民病院 健康推進課			
											市民病院については、人件費増や物価高騰により増額となった病院事業会計繰出金の抑制が課題である。なお、総合的かかりつけ医として、外来患者数、健診件数等を維持しつつ、救急車受入体制の強化により、上小医療圏の救急医療体制の維持に貢献した。(市民病院) 二次医療がひっ迫しないよう、初期救急医療体制を確保する。市民には救急医療の適切な利用について理解と協力を働きかける。(健康推進課)												
		⑭地域医療体制の充実									市民病院については、人件費増や物価高騰により増額となった病院事業会計繰出金の抑制が課題である。なお、総合的かかりつけ医として、外来患者数、健診件数等を維持しつつ、救急車受入体制の強化により、上小医療圏の救急医療体制の維持に貢献した。(市民病院) 二次医療がひっ迫しないよう、初期救急医療体制を確保する。市民には救急医療の適切な利用について理解と協力を働きかける。(健康推進課)								B	市民病院 健康推進課			
											市民病院については、人件費増や物価高騰により増額となった病院事業会計繰出金の抑制が課題である。なお、総合的かかりつけ医として、外来患者数、健診件数等を維持しつつ、救急車受入体制の強化により、上小医療圏の救急医療体制の維持に貢献した。(市民病院) 二次医療がひっ迫しないよう、初期救急医療体制を確保する。市民には救急医療の適切な利用について理解と協力を働きかける。(健康推進課)												
III	3 困難を抱える人への支援や地域の支え合い体制づくりの推進	⑮支え合う地域福祉づくりの推進	各種サポーター等養成者数 (人)		380	380	390	390	400	171.8%	第4期東御市地域福祉計画を見直し、第5期を社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定した。 災害時の避難行動に特に配慮が必要な高齢者について、福祉専門職や区と協力し全市において個別避難計画の作成を進めた。						B	福祉課					
					653																		
		⑯障がい者(児)福祉の充実	障がい福祉施設からの一般就労移行者数 (人)		9	9	9	10	10	111.1%	就労継続支援系のサービスの利用は増加しており、最低賃金が保証される継続支援A型も含め目標に達している。今後も働く意欲がある障がい者の自立につながるよう支援していく。						B	福祉課					
					10																		
		⑰ひとり親・生活保護・生活困窮世帯等の自立支援と生活の安定	生活困窮者の就労者数 (人)		9	9	11	11	12	300.0%	未だに支援につながっていない生活困窮者等を確実に支援につなげ、自立を促す取組を強化する必要があることから、生活福祉総合相談窓口等を活用し、自立相談支援機関等との一層の連携を図る。							B	教育課				
					27																		
IV	誰もが学び、自分らしく輝けるまち ～子どもも大人も、地域資源を活かしながら学び合い・育ち合う～	「全国学力・学習状況調査」 将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合 (%)	小6	82.4	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上	99.4%	未だに支援につながっていない生活困窮者等を確実に支援につなげ、自立を促す取組を強化する必要があることから、生活福祉総合相談窓口等を活用し、自立相談支援機関等との一層の連携を図る。						教育課	文化・スポーツ振興課					
				81.9							未だに支援につながっていない生活困窮者等を確実に支援につなげ、自立を促す取組を強化する必要があることから、生活福祉総合相談窓口等を活用し、自立相談支援機関等との一層の連携を図る。												
			中3	66.3	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上	114.0%	未だに支援につながっていない生活困窮者等を確実に支援につなげ、自立を促す取組を強化する必要があることから、生活福祉総合相談窓口等を活用し、自立相談支援機関等との一層の連携を図る。												
				75.6							未だに支援につながっていない生活困窮者等を確実に支援につなげ、自立を促す取組を強化する必要があることから、生活福祉総合相談窓口等を活用し、自立相談支援機関等との一層の連携を図る。												
		20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率 (%)	小	61.0	62.0	63.0	64.0	65.0	100.0%	未だに支援につながっていない生活困窮者等を確実に支援につなげ、自立を促す取組を強化する必要があることから、生活福祉総合相談窓口等を活用し、自立相談支援機関等との一層の連携を図る。													
				61.0						未だに支援につながっていない生活困窮者等を確実に支援につなげ、自立を促す取組を強化する必要があることから、生活福祉総合相談窓口等を活用し、自立相談支援機関等との一層の連携を図る。													
	1 夢を持ちたくましく生きる子が育つ環境づくり	⑯確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育む教育の推進	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」児童(小5)・生徒(中2)の体力合計点(ポイント)		54.74	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上	全国平均値以上	96.1%	各学校において朝鑑賞を行うことで、自己肯定感を高め、自分には良いところがあると思える子の増加に繋げている。また、幼少期から体を動かす習慣づくりを行うことで、体力の底上げを行っている。						B	教育課					
					52.59						各学校において朝鑑賞を行うことで、自己肯定感を高め、自分には良いところがあると思える子の増加に繋げている。また、幼少期から体を動かす習慣づくりを行うことで、体力の底上げを行っている。												

総合計画に係る政策評価結果について

【政策に対する貢献】

A：想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく

B：想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく

C：想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う

基本目標	政策	施策	成果指標およびKPI (単位)	令和6年度 上段：目標値 下段：実績値	令和7年度 上段：目標値 下段：実績値	令和8年度 上段：目標値 下段：実績値	令和9年度 上段：目標値 下段：実績値	令和10年度 上段：目標値 下段：実績値	単年度目標値に 対する達成率	施策ごとの課題及び対応策	政策に対する 貢献度	担当課		
2 誰もが生涯を通じて学び合い・実践できる環境づくり	②人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進	社会教育団体数（団体）	37	40	43	46	50	281.1%	生涯学習講座から社会教育団体への移行した際にグループメンバーによる自主運営のためのマニュアル等の整備を検討する。 子どもたちの郷土愛育成の継続、子どもリーダー養成講座の通年開講等を検討する。	B	地域づくり支援課			
			104											
		市立図書館の貸出冊数（冊）	162,000	162,000	162,000	162,000	162,000	90.8%	人口減により貸出冊数は目標を達成できなかったが、来館者数は増加傾向にあり、親子での利用や学習の場等で活用していただいているため、今後も利用しやすい環境の整備に努めていく。（文化・スポーツ振興課）					
			147,095											
	②文化・芸術・スポーツの推進	文化芸術・スポーツ人材バンクの登録者数（人）	26	32	38	44	50	88.5%	市民のスポーツ活動の推進や部活動の地域移行に向け、多くの人材の発掘、育成の必要がある。	B	文化・スポーツ振興課			
			23											
	②文化財の保存と活用	文化芸術等イベントへの参加者数（人）	46,800	49,600	52,400	55,200	58,000	127.8%	今年度高まった地域の気運を今後の刀剣振興に展開する必要がある。 保存意識の低下等複数の課題を抱えており、補助制度の運用が将来的にままならない恐れがあるため、補助制度にとどまらない見直しが必要。	B	B	B		
			59,807											
魅力と活力があふれる産業のあるまち ～暮らしを豊かにする産業を育て、まちの魅力を高める～	農業経営体の法人化数（経営体）	43	45	46	48	49	107.0%	農業経営体の法人化数（経営体）	農林課	農林課				
		46												
	新規就農者数（人／年）	3	3	3	3	3	133.3%							
		4												
	新規起業件数（件）	15	15	15	15	15	106.7%							
		16												
	観光消費額（億円）	46.0	55.3	63.2	71.3	79.7	116.7%							
		53.7												
1 地域の魅力を高める農林業の振興	②農業生産基盤の整備と保全	農地の集積面積（ha）	571	584	597	610	623	99.5%	農地の集積面積（ha）	農林課	農林課			
			568											
		耕作放棄地の面積（ha）	378	376	374	372	370	114.5%						
			330											
	④東御ブランド力の強化と特産品による地域振興	市内ワイナリー数（軒）	13	14	14	14	15	115.4%	市内ワイナリー数（軒）	農林課	農林課			
			15											
	⑤農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立	環境に配慮した農業の取組み面積（ha）	118	121	124	127	130	89.8%	環境に配慮した農業の取組み面積（ha）	農林課	農林課			
			106											
IV	⑥地域の里山及び民有林の適正な管理								市内民有林の適正な管理	農林課	農林課			
	2 暮らしを豊かにする商工業の振興	⑦商工業の育成とぎわいの創出	商工会新規加入事業者数（事業者）	20	20	20	20	20	100.0%	事業所の建築事業や機械装置設置事業への助成、融資のあっせん及び、市民まつりやフリーマーケット等のイベントの開催を通じ、商工業の振興と発展に寄与した。今後は助成率の見直し等を検討していく。	B	商工観光課		
				20										
		⑧新規起業者への支援	中心市街地における空き店舗数（店舗）	9	8	7	6	5	150.0%	市内空き店舗の適正な管理	B	商工観光課		
				6										

総合計画に係る政策評価結果について

【政策に対する貢献度】			A: 想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく							B: 想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく							C: 想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う						
基本目標	政策	施策	成果指標およびKPI (単位)	令和6年度 上段:目標値 下段:実績値	令和7年度 上段:目標値 下段:実績値	令和8年度 上段:目標値 下段:実績値	令和9年度 上段:目標値 下段:実績値	令和10年度 上段:目標値 下段:実績値	単年度目標値に対する達成率	施策ごとの課題及び対応策							政策に対する貢献度	担当課					
3 まちにぎわいをもたらす観光の振興	⑨地域資源を活用した着地型観光の推進	主要観光施設入込客数 (人)	558,600	633,900	709,300	784,700	860,000	111.1%	湯の丸高原の高付加価値化として、ワイン、信州牛、星空観賞を組み合わせた滞在型観光メニューとして、プレミアムナイトイベントツアー やクアオルトコースを活用したスノーシューツアーなどを実施し、新たな体験型観光のモデルケースを造成できたので、次年度以降は旅行プログラムとして自走させ、来訪者の満足度の向上につなげる。	B	商工観光課												
			620,700																				
		リピーター率 (%)	68.5	69.0	69.5	70.0	70.0	68.2%															
			46.7																				
	⑩観光客受入環境及び観光施設の整備	延べ宿泊者数 (人)	55,800	69,700	85,100	102,000	120,400	112.5%	東御市への来訪者の玄関口である田中駅入口にデジタルサイネージを設置し、観光情報のほか市内イベント情報などの発信を行った。シェアサイクルのポートとして大屋駅前を、レンタサイクルのポートとしてリユードヴァンを増設し、利用者の利便性の向上を図った。今後はインバウンド需要を含めた受入環境の整備を進める。	B													
			62,765																				
便利で安心して暮らせるまち ～便利に暮らすための社会基盤を充実するとともに、いざという時の備えを皆で整える～	長寿命化計画に基づく修繕実施数 (箇所)	3	8	13	18	23	100.0%				建設課												
			3																				
		公共交通延べ利用者数 (人)	48,000	52,000	56,000	57,000	58,000	80.3%															
			38,560																				
	東御市内の刑法犯罪の発生件数 (件)	80	80	80	80	80	115.0%																
			92																				
1 都市インフラの維持・充実	③安全・快適な道路環境の整備								5年ごとの点検結果により、重要度・緊急性に応じて、修繕計画を見直す必要がある。早期措置段階の橋梁を優先的に修繕する。	B	建設課												
	②公共交通の利便性向上	公共交通の収支率 (%)	13.0	14.0	15.0	16.0	17.0	82.3%	AIシステム導入により、運行の効率化と利便性が向上し、利用者が増加した。しかし、利用者が増加したことで正午の時間帯に予約を断るケースが増えている。対応策として、令和6年10月にデマンド車両を1台増車し、課題の解消に努めている。	B													
			10.7																				
	③上下水道の維持・管理	下水道施設統合数 (施設)	1	—	1	—	1	100.0%	西宮、上八重原水源の水質改善のための施設整備工事を行った。コミニーブラ寺坂地区の公共下水道への接続工事を実施した。	B													
			1																				
	④ゆとりある住環境づくりの推進	公営住宅長寿命化計画に基づく修繕個所数 (箇所)	1	3	5	6	6	0.0%	国の交付金が要望どおりに交付されないため、予定よりも事業が推進できないが、優先順位を定め、必要な箇所の修繕を進める。(建設課)	B													
			0																				
2 災害に強い地域づくりの推進	⑤防災意識の高揚と防災体制の充実	防災ラジオの世帯普及率 (%)	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	99.6%	防災ラジオの活用方法も含め、防災関連情報を多様な媒体で積極的に発信することで、市民の防災意識の向上を図っていく。	B	企画振興課												
			79.7																				
	⑥地域消防体制の充実	市防災訓練の参加人員 (人)	7,000	9,000	11,000	13,000	15,000	—	地域一体で防災力を高めるため、各区に対し防災訓練に合わせた「安否確認」を含む、各種訓練の実施を呼びかけ支援する。	B													
			中止																				
	⑦災害に強いインフラの強化	消防団活動人員数 (人)	671	672	673	674	675	99.6%	活動人員数の減少は、消防力低下につながる恐れがあるため、消防団員勧誘のための取組を進め、消防体制を確保する。	B													
			668																				
3 暮らしの安全の確保	⑧地域防犯活動の推進	消防団協力事業所 (事業所)	53	54	55	56	57	96.2%	引き続きハザードマップの周知啓発を行い、災害に強いまちづくりを進める。(総務課) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の期限が令和12年度までとなっており、耐震改修工事を完了させるため、引き続き国・県へ要望していく。(農林課)	B													
			51																				
	⑨安心な消費生活への支援	消費生活相談件数に占める自主交渉率 (%)	65.0	65.0	67.0	67.0	67.0	96.3%	SNS投資関連の勧誘、詐欺に関する相談が増えている。年に3回程度市報にて特殊詐欺の事案について周知しているが、SNSを活用し、更なる周知に務める。	B													
			62.6																				
	⑩交通安全活動の推進	交通事故件数 (件)	65	65	65	65	65	69.9%	例年より事故件数が増加傾向にあり、悲惨な事故が1件でも減るよう、継続して年4回実施する交通安全運動、市内小中学校、保育園の交通安全教室等で交通事故防止意識の向上を強化する。	B													
			93																				

総合計画に係る政策評価結果について

【政策に対する貢献度】			A: 想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく						B: 想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく						C: 想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う					
基本目標	政策	施策	成果指標およびKPI (単位)	令和6年度 上段:目標値 下段:実績値	令和7年度 上段:目標値 下段:実績値	令和8年度 上段:目標値 下段:実績値	令和9年度 上段:目標値 下段:実績値	令和10年度 上段:目標値 下段:実績値	単年度目標値に対する達成率	施策ごとの課題及び対応策						政策に対する貢献度	担当課			
持続可能な選ばれるまち ～時代に合った魅力発信や行財政改革により、市内外からの共感や愛着を高める～	1 シティプロモーションの推進	④地域ブランドの構築・発信	ふるさと納税寄付件数 (件)	25,000 23,338	26,000	27,000	28,000	29,000	93.4%							企画振興課	企画振興課			
			人口の社会増減数 (人)	+75 -34	+75	+128	+128	+128	-45.3%											
			行政手続等のオンライン申請件数 (件)	1,300 3,219	1,400	1,500	1,600	1,700	247.6%											
		②シビックプライドの醸成	経常収支比率 (%)	91.9 91.2	91.4	90.9	90.4	89.9	100.8%								総務課			
			県内市における東御市の認知度 (位)	18 19	17	16	15	14	94.7%	ふるさと納税寄付件数は計画値には達しなかったものの、多様なプロモーションの展開により寄附額は過去最高の5.2億円超となったため、今後も積極的なプロモーションを推進していく。										
VI	2 移住・定住の促進	④U・I・Jターンと定住の促進	SNS等デジタルを活用した情報発信件数 (件)	1,850 2,060	1,850	1,900	1,950	2,000	111.4%	東御市の認知度向上には課題が残っているため、東御市クリエイター塾の継続開催を通してシビックプライドの醸成を引き続き図っていく。						A 企画振興課	企画振興課			
			②シビックプライドの醸成																	
		④U・I・Jターンと定住の促進	行政サポートによる移住者 (人)	40 38	45	50	55	60	95.0%	働き世代の移住推進のため、移住相談と就業相談を同時に実行セミナー等の開催を通して、就業支援を強化していく。										
	3 DXによる行政サービスの利便性向上	④DXの推進	スマートフォン向け行政アプリ登録件数 (件)	100 446	150	200	200	250	446.0%	目標値は達成したが、より多くの住民に利用してもらえるよう、周知手法の拡充に取り組んでいく必要がある。						B 企画振興課	企画振興課			
			市税収納率 (%)	99.4 99.4	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	100%	事業を推進した結果、収納率の向上につながった。今後も現年度課税分の滞納整理を継続し、収納率の目標を掲げて取り組んでいく。										
	4 市民の信頼に応える行財政経営の推進	⑤効果的で持続可能な行財政経営の推進	普通財産の売却件数 (件)	8 8	8	8	8	8	100%	引き続き、普通財産や住宅団地及び工業団地の売却等処分に取り組む。新年度予算編成において枠配分方式を採用しているが、効果が得られないため、今後実施方法を検討する。						B 総務課	企画振興課			
			⑥市民の声に向き合う広報・広聴活動の充実							市民意見の聴取については工夫を凝らしながら概ね実施できている。なお、車座ミーティングは、申込団体が減少しているため、取組み自体の方向性について検討していく。										
		⑦広域連携による共同事業の促進	⑦広域連携による共同事業の促進							定住自立圏として実施する事業に取組むとともに、上田地域広域連合で課題となっているふるさと基金を財源とした地域医療体制の維持について、当該基金の枯渇が目前となっていることから協議・検討を行っていく必要がある。										